

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信/海外/株式/インデックス型



この冊子の前半部分は投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）です。

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集にあたり、委託会社は金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定による投資信託説明書(請求目論見書)を作成しており、投資家からのご請求によりお渡しいたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、請求されたことをご自身で記録しておいてください。

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

下記の事項は、「MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ」(以下「ファンド」という。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。
お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

ファンドに係るリスクについて

ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としますので組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式の価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「解約による資金流出に伴うリスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

ファンドに係る手数料等について

ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

ご換金(解約)手数料

ご換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

純資産総額に年0.945%(税抜年0.90%)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保(相当)額

信託財産留保(相当)額はありません。

その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・投資信託説明書(目論見書)、運用報告書等の作成、印刷等に係る費用
- ・信託事務の諸費用

上記のその他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等および税金」をご覧ください。

交付目論見書の目次

ファンドの概要	ファンドの基本情報 1 ファンドの仕組み 3 その他のファンド情報 4
運用の内容	ファンドの性格および特色 5 ファンドの目的および基本的性格 5 ファンドの投資対象 7 投資態度 8 運用体制 11 投資制限 14 分配方針 15 ファンドのリスク 16 ファンドのリスク 16 ファンドのリスク管理体制 17
ご投資の手引き	お申込(ご購入・ご換金)手続き(概要) 18 お申込取扱場所と時間 18 ご購入のお取扱い 18 ご換金のお取扱い 19 手数料等および税金 21 その他の費用 22 課税上のお取扱い 23 管理および運営(概要) 26
その他	その他の情報 29 委託会社等の概況 29 内国投資信託受益証券事務の概要 30 ファンドの詳細情報について 30
【運用の状況】	運用状況 財務情報(ハイライト)
【投資信託約款】	約款
【用語解説】	用語解説

ファンドの基本情報

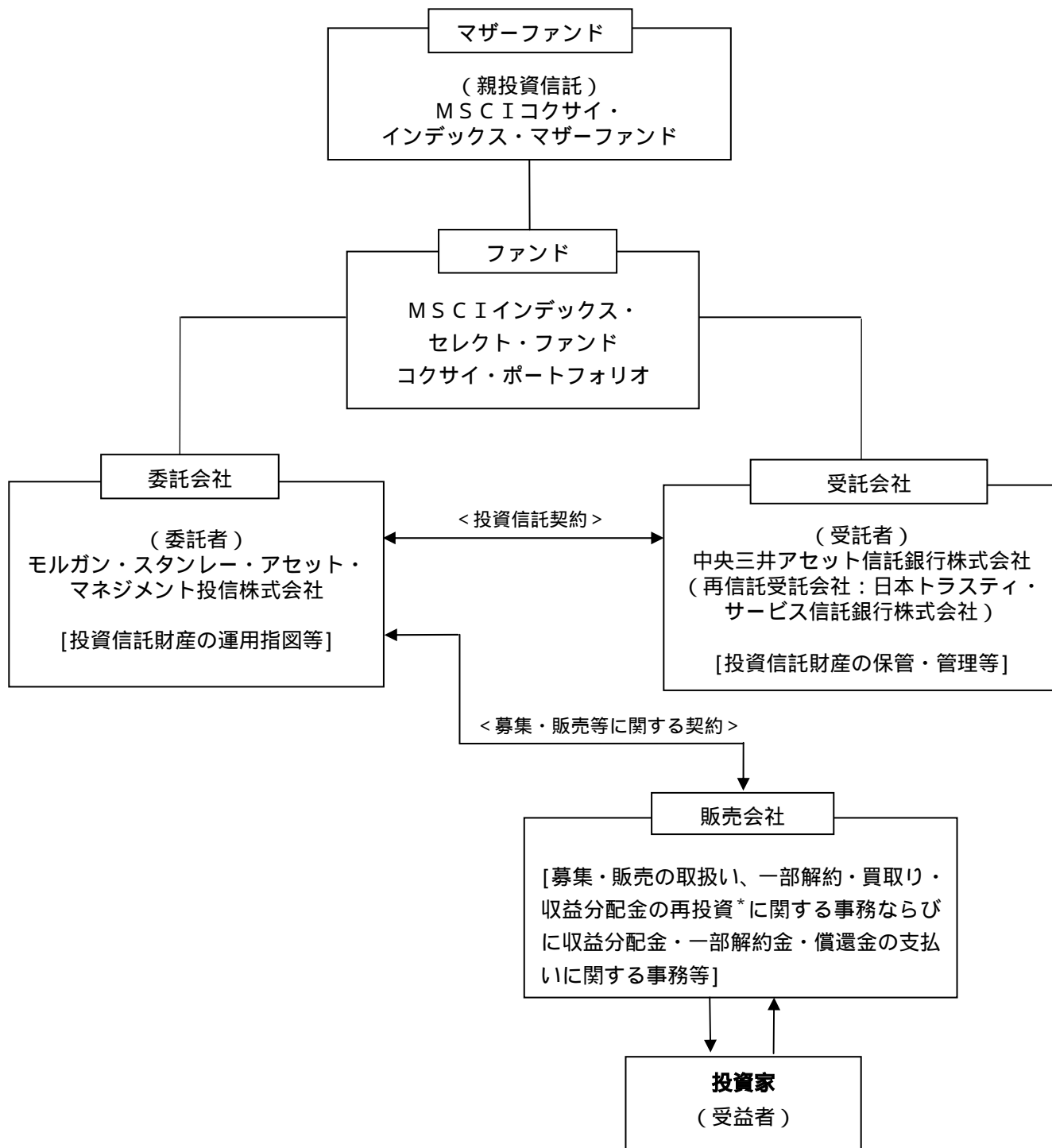
ファンドの名称	MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型
主な投資対象 および ファンドの目的	主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。 詳細については「ファンドの性格および特色」または「約款」をご参照ください。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 詳細については「投資制限」または「約款」をご参照ください。
ファンドの 主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の価格変動リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ・カントリーリスク ・解約による資金流出に伴うリスク など
信託設定日	平成9年11月20日
信託期間	原則として、無期限。
決算日	原則として、毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	原則として、年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
収益分配金 のお支払い / 再投資	<ul style="list-style-type: none">) 分配金支払いコース：原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。) 分配金再投資コース：課税後に決算日の基準価額で無手数料で再投資されます。
お申込取扱場所	販売会社の本・支店、営業所等
お申込期間	平成21年2月20日から平成22年2月19日まで お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込時間	原則として、午後3時（年末年始など日本の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みができません。

ご購入単位	最低申込単位を) 分配金支払いコース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位) 分配金再投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 として、販売会社が個別に定める単位とします。 販売会社によっては、どちらか一方のお取扱いとなる場合があります。
ご購入価額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。 MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換え等によりファンドを購入される場合、無手数料でお取扱いすることがあります。 償還乗換え等によりファンドを購入される場合、無手数料でお取扱いすることがあります。
ご購入代金のご入金日	ご購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。
ご換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
ご換金価額	ご換金には、解約請求と買取請求があります。解約（買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ご換金代金のお支払日	原則として、ご換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
信託報酬	純資産総額に年0.945%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。
課税上のお取扱い	「手数料等および税金」をご参照ください。

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（目論見書）をよくお読みいただき、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

当投資信託説明書（交付目論見書）で使用されております専門的な用語につきましては、巻末に「用語解説」を添付しておりますので併せてご参照ください。

ファンドの仕組み



* 「分配金支払いコース」のみを取扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行いません。

その他のファンド情報

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 内国投資信託
受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、原則として下記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 |
| (2) 発行価額の総額 | 5,000億円を上限とします。信託金の限度額については約款第3条をご参照ください。 |
| (3) 日本以外の地域における発行 | ありません。 |
| (4) 有価証券届出書提出日 | 平成21年2月19日 |
| (5) 振替機関に関する事項 | 株式会社 証券保管振替機構 |
| (6) 振替受益権について | ファンドの受益権は、上記「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(5) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。 |

ファンドの性格および特色

ファンドの目的および基本的性格

1 主として、日本を除く世界各国の株式に「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を通じて投資を行い*、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

2 グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCIコクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。

*ただし、基準価額の動きがインデックスと完全に一致するものではありません。

【MSCIインデックス（指数）について】

MSCIインクが算出する、世界的な株価指数の名称です。

MSCIインデックスには、先進国やエマージング国、各地域別、各国別、産業別、業種別など、様々な指数があります。

MSCIインデックスは、パフォーマンス評価のベンチマークとして、世界の機関投資家に広く利用されています。

MSCIインクは、1969年から長年にわたり豊富なりサーチ・データベースをもとに各種データを提供しており、その対象は現在約50カ国になります。（平成20年12月末現在、出所：MSCIインク）

MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられています。また、これらの情報は、信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

MSCIインデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は変更されることがあります。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ファンドおよびインデックスは円ベースです。

4

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下の商品分類および属性区分になります。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表*1

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産	
		資産複合	

属性区分表*2

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー ファンド	あり	日経225
	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米		その他 (MSCIコ クサイ・イン デックス)	
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

*1 商品分類(網掛け表示部分)の定義

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

*2 属性区分（網掛け表示部分）の定義

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいう。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
対象インデックス	その他	目論見書又は投資信託約款において、日経225、TOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

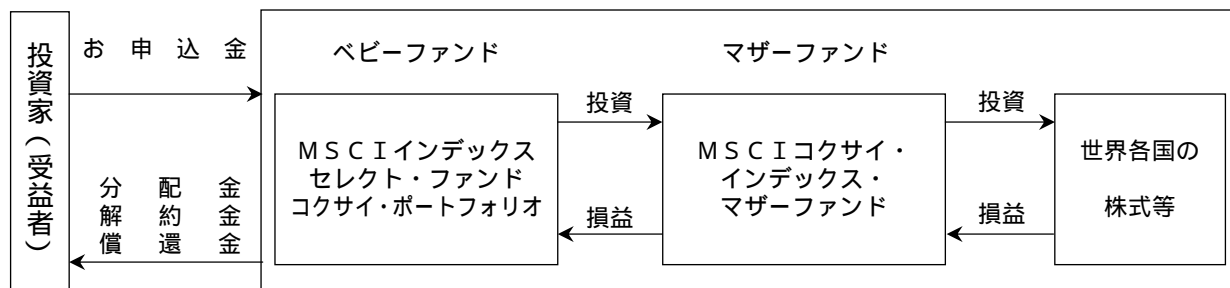
ファンドの投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、親投資信託である「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要な投資対象とします。

【ファミリーファンド方式について】

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ）とし、その資金をマザーファンド（MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針については、約款をご参照ください。

* 平成20年12月末現在、マザーファンドは当ファンドの他、複数のファンド（ベビーファンド）とで共有されています。今後も「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

マザーファンドの主要投資対象

世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を主要投資対象とします。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

1

日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます）を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

2

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

実質外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

3

MSCIコクサイ・インデックス*1をベンチマーク*2とします。

*1 MSCIコクサイ・インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国（平成20年12月末現在）を構成国として、MSCIインクが開発した株価指数です。構成国については、定期的に見直しを行いますので変更されることがあります。

MSCIコクサイ・インデックスの構成国：

アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港

*2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことでです。

4

運用プロセスは、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階で行います。

【運用プロセス】

第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程

モルガン・スタンレー・グループ開発のリスク管理およびポートフォリオ構築システムにより、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。

第2段階 (a) 構築したポートフォリオを管理する過程

MSCIよりインデックス構成銘柄変更に関するデータを電子メールで、さらに委託会社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択

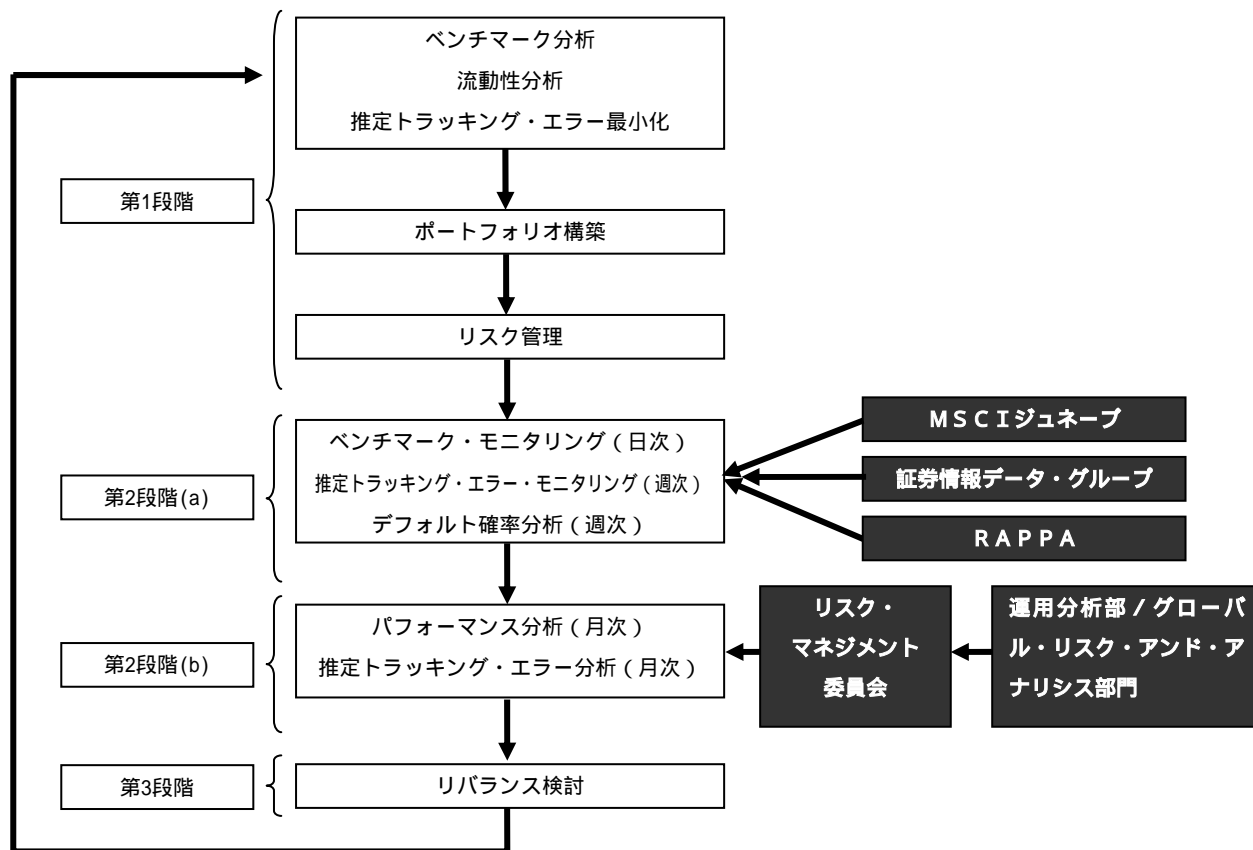
権付配当等のデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーの監視を行います。また、個別銘柄分析リサーチ・データベース（RAPPA）等を活用し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。

第2段階 (b) 構築したポートフォリオを管理する過程

運用分析部が、パフォーマンスおよびリスクの分析を行います。これらの分析データを、委託会社グループ全体のポートフォリオ・リスク・モニタリング組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門に報告します。同部門は、これを基に運用状況を確認し、運用状況に懸念があると判断した場合には、社内のリスク・マネジメント委員会に詳細な調査を要請します。リスク・マネジメント委員会は、必要に応じて運用部に対応策を要請します。

第3段階 リバランスを実施する過程

原則として、MSCIが行う定期的なインデックス構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。
 週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合
 コーポレート・アクション、浮動株式調整等によりインデックス構成銘柄等が変更となった場合



有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制

1 運用体制の特徴

第三運用部に所属するパッシブ運用担当者がファンドの運用を担当します。
MSCI構成銘柄に関するリサーチは、委託会社グループのグローバルな拠点網を活用して行います。

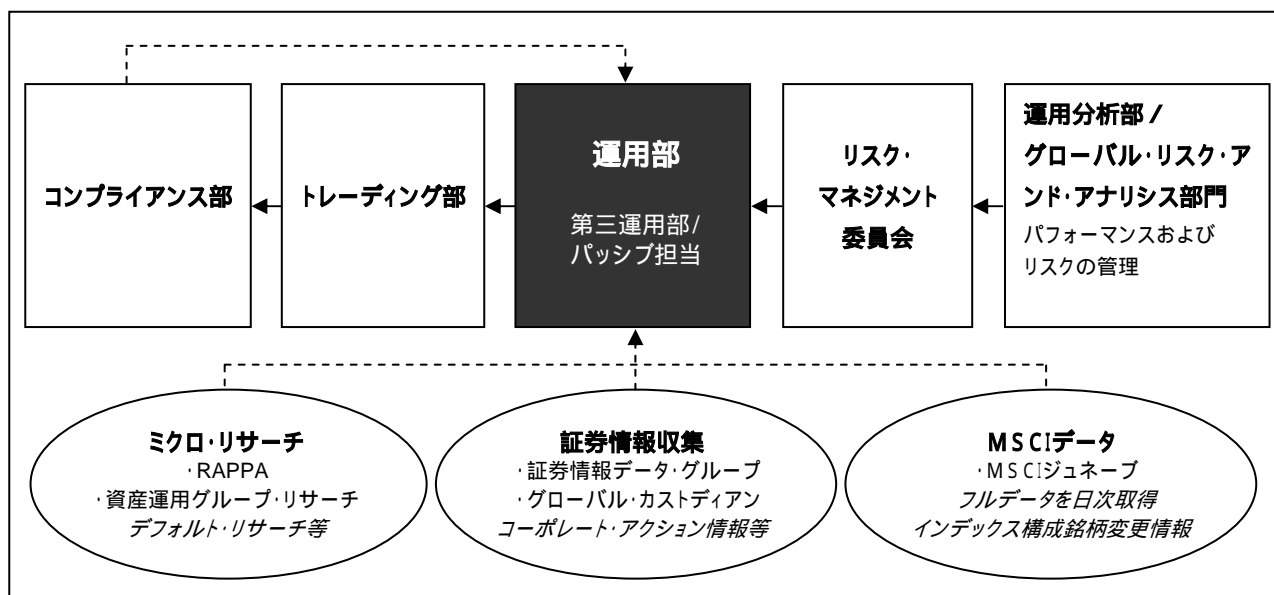
ミクロ・リサーチ

調査に当たっては独自開発のRAPPA (Research and Portfolio Performance Analysis) を活用します。RAPPAは、世界の各拠点に在籍するリサーチ担当者が作成したレポートや社外のリサーチ・レポートを委託会社グループの運用プロフェッショナルで共有することを目的に開発された社内情報共有システムです。

証券情報収集

- ・日次でMSCIからインデックス構成銘柄変更に関するデータを取得します。
- ・日次で委託会社グループ内の証券情報データ・グループより組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクション情報を取得します。
- ・各証券保管銀行から保有銘柄に関するコーポレート・アクション情報を収集します。

上記体制で入手した情報を基に、モルガン・スタンレー・グループ独自開発のリスク管理・ポートフォリオ構築システムおよび外部リスク管理モデルを利用し、ポートフォリオを構築管理します。



トレーディング

実際の売買発注業務は、運用部門から独立した組織体であるトレーディング部が担当します。同部では、ファンドの投資基準を忠実に遵守し、最良執行を徹底します。

2 運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は、「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等についても、「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者サービス規程」に定めています。当サービス規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

3 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織部門等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、当組織部門等には合計で15名程度の人員が配置されております。

コンプライアンス部

コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

内部監査部

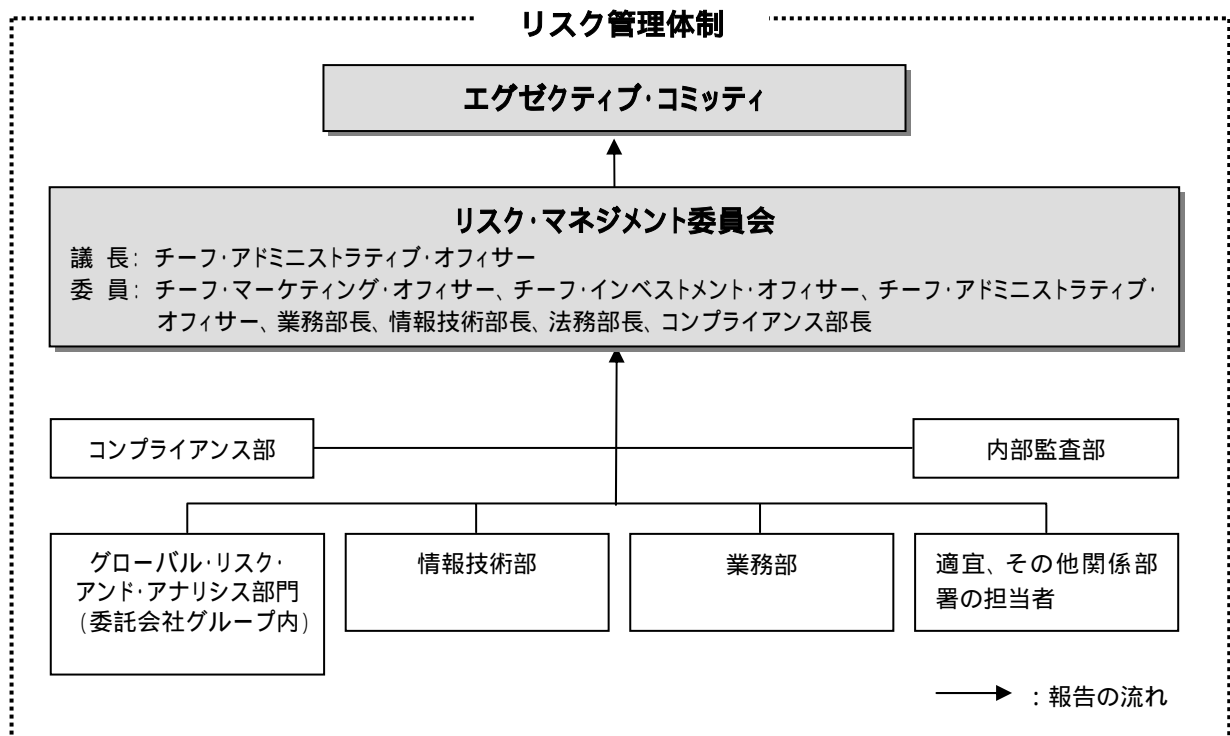
内部監査部は、委託会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて9-51ヶ月の頻度で内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に行い、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、チーフ・マーケティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、業務部長、情報技術部長、法務部長およびコンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお、同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のた

めの機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



4 委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

受託会社に対する管理体制

委託会社では、投資信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

ファンドの運用体制等は平成20年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

株式への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合*には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限)

*実質投資割合とは、ファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額(ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額がファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

委託会社は、上記の約款に基づく投資制限の他、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図等の業務を遂行します。

詳しくは約款をご覧ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本の国際収支上の理由等により、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等*の運用指図は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

*上記の「有価証券先物取引等」とは、金融商品取引法に定めるデリバティブ取引のうち、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、金利に係る先物取引等の取引をいいます。ファンドにおけるこれら取引の種類及び範囲についての詳細は、約款をご覧ください。

マザーファンドは、ファンド同様の投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資制限に従います。

詳しくはマザーファンド約款をご覧ください。

分配方針

1 ファンドの決算日

原則として毎年11月19日。
(ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、翌営業日となります。)

2 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等*の全額とします。
分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
収益の分配に充てなかった利益については、約款「運用の基本方針」に基づいて運用を行います。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

3 収益分配金のお支払い

【分配金支払いコース】

毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から収益分配金をお支払いします。(原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。)収益分配金は販売会社にてお受取りいただけます。

【分配金再投資コース】

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、積立投資契約に基づいて、決算日の基準価額により、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドのリスク

ファンドのリスク

投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額^{*1}は変動し、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

*1 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の純資産総額を計算日^{*2}における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

*2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。（マザーファンドを通じて受ける実質的なリスクを含みます。）

株式の価格変動リスク

国内および国際的な景気、経済、社会情勢等の変化の影響を受け、また、業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは価格変動リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

信用リスク

発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、株式の価格が下落することがあります。このような場合、ファンドは信用リスクを伴う株式などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替変動は基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。ファンドはこうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

<その他の留意点>

対象とする株価指数との乖離

ファンドは、ベンチマークと連動することを目指して運用を行いますが、それを保証するものではなく、基準価額とベンチマークは乖離する場合があります。乖離を引き起こす主な要

因は、信託報酬、株式を売買する際の売買コスト等の費用の負担等があります。

収益分配について

ファンドの収益分配は、委託会社の判断により行わない場合があります。

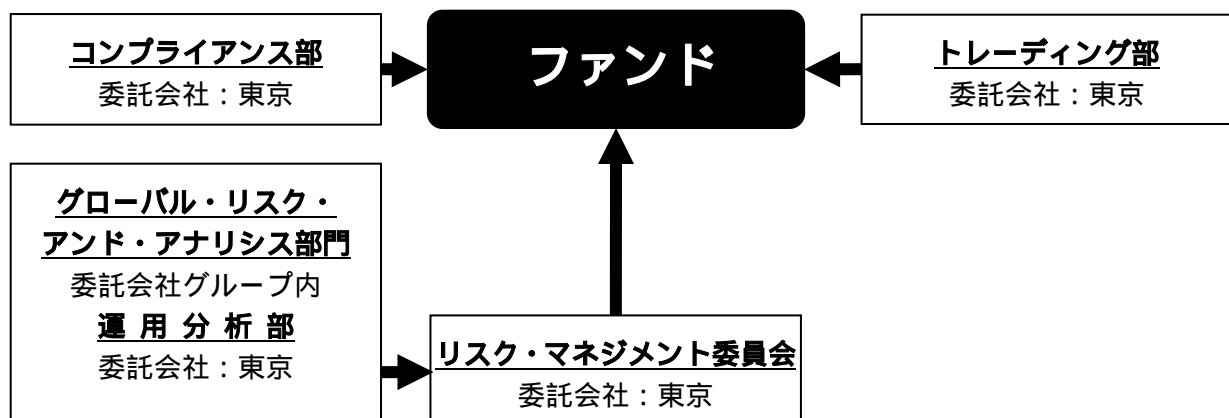
ファミリーファンド方式について

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

資金動向、市況動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドのリスク管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。



パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社の運用分析部が、月次でファンドのパフォーマンスおよびリスクの検証を行い、それを基に委託会社グループ内のグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がパフォーマンスおよびリスク等のモニタリングを実施しています。その中で異常値が認められた場合、各拠点のリスク・マネジメント委員会に報告を行います。同委員会による調査で運用状況に問題があると判断された場合には、同委員会は運用担当者にポートフォリオの精査を要請し、その結果報告を求めます。

売買執行体制

運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行します。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追及するとともに、社内牽制体制を確立しています。

コンプライアンス体制

前述の「運用体制」をご覧ください。

リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」をご覧ください。

お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）**お申込取扱場所と時間****1 お申込取扱場所**

お申込取扱場所（販売会社）は、下記の委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
 [電話番号] 03-5424-5130（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
 [ホームページ] www.morganstanley.co.jp/fund/

2 お申込時間

お申込み（ご購入・ご換金共通）の受け付けは、原則として午後3時（年末年始など日本の金融商品取引所の半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とさせていただきます。ただし、販売会社により異なりますのでご注意ください。

なお、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日にはお申込みができません。

ご購入のお取扱い**1 ご購入単位**

最低申込単位を

分配金支払いコース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
分配金再投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

として、販売会社が個別に定める単位とします。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資される場合は1口単位とします。

2 ご購入価額

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。

3 ご購入手数料

ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社へお問い合わせください。

MSCIインデックス・セレクト・ファンドのテレコミュニケーション・ポートフォリオ、ヨーロッパ・ポートフォリオおよびマネー・ポートフォリオからの乗換えによるファンドご購入のお申込みの場合は、無手数料となります。（ただし、換金されるポートフォリオからは譲渡益に対して課税されますのでご注意ください。）

4 ご購入代金のご入金日

ファンドをご購入の際は、ご購入申込受付日から起算して5営業日目までにご購入代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにご購入代金をお支払いください。

<ご購入に際しての留意点>

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合は、追加設定を制限する措置を取ることができます。その場合には、委託会社が指定する販売会社は、ファンドのご購入のお申込みの受付けの中止、既に受付けられたファンドのご購入のお申込みの取消しまたはその両方を行うものとし、

ご換金のお取扱い

ご換金は「解約請求」または「買取請求」として行うことができます。
ご換金に伴うお手数料は不要です。

1 ご換金単位

各販売会社が個別に定める単位となります。販売会社が個別に定める単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 ご換金価額

個人の受益者（解約請求および買取請求）の場合

ご換金価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額を解約価額／買取価額とし、受益者のお手取額とします。

ご換金価額によるお手取額がご購入代金（ご購入金額にご購入手数料および消費税等を加算した金額）を上回った場合の差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者（解約請求）の場合

ご換金価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額を解約価額とし、受益者のお手取額は、解約価額から所得税（解約価額が個別元本*を上回った場合、その超過額の7%）を差し引いた額となります。

* 「個別元本」とは、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該ご購入手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）をいいます。詳しくは、「課税上のお取扱い」をご参照ください。

税法が改正された場合等にはその内容が変更になる場合があります。

3 ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。

<ご換金に際しての留意点>

委託会社（一部解約の場合）および販売会社（買取りの場合は委託会社との協議に基づいて）は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合は、ご換金請求の受付けを中止させていただくことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込受付日とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

大口解約の制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

手数料等および税金

ご購入時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
ご購入手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額*

* 各販売会社により異なります。販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。（詳しくは、前述の「お申込（ご購入・ご換金）手続き（概要）」をご参照ください。）
償還乗換え等によりお申込みの場合には、無手数料等となります。詳しくは後述の「償還乗換え等について」をご参照ください。

保有期間中にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金									
信託報酬*1	ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.945%（税抜0.90%）を乗じて得た額 その配分については以下のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">配分比率（年率）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.42%（税抜0.40%）</td> <td>0.105%（税抜0.10%）</td> </tr> </tbody> </table>	配分比率（年率）			委託会社	販売会社	受託会社	0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）
配分比率（年率）										
委託会社	販売会社	受託会社								
0.42%（税抜0.40%）	0.42%（税抜0.40%）	0.105%（税抜0.10%）								
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、普通分配金*2に対し20%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 原則として、普通分配金に対し7%（所得税）									
その他費用	後述の「その他の費用」をご参照									

*1 信託報酬については、後述の「信託報酬について」をご参照ください。

*2 普通分配金については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

ご換金時にご負担いただく費用および税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、譲渡益*1に対して20%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 解約価額の個別元本*2超過額に対し7%（所得税）

*1 解約請求/買取請求によるご換金価額がご購入代金を上回った場合の差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。詳しくは、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

*2 個別元本については、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

償還時にご負担いただく税金

項目	費用・税金
所得税および地方税	個人の受益者の場合 原則として、償還時の譲渡益*に対して20%（所得税および地方税） 法人の受益者の場合 償還時の個別元本超過額に対し7%（所得税）

* 償還価額がご購入代金を上回った場合の差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。詳しくは、後述の「課税上のお取扱い」をご参照ください。

税法が改正された場合等にはその内容が変更となる場合があります。

上記費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

< 償還乗換え等について >

償還乗換え^{*1}によりファンドをご購入する場合には、販売会社によってはご購入申込口数のうち当該償還金額（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額）の範囲内でご購入する口数については無手数料とし、当該ご購入申込口数のうち、当該償還金額を超える金額に対応する口数については、当該ご購入申込口数に対する手数料率を適用します。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

換金乗換え^{*2}によりファンドのご購入のお申込みをされる場合には、販売会社が別途定める手数料率を適用する場合があります。

*1「償還乗換え」とは、ご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつご購入申込日の属する月の前3ヵ月以内における買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドのご購入のお申込みを行う場合をいいます。

*2「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドのご購入のお申込みを行っていただく場合をいいます。

お取扱いについては販売会社にお問い合わせください。

< 信託報酬について >

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

その他の費用

1 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

2 諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産に係る監査報酬

法律顧問に対する報酬

投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用

投資信託振替制度に係る費用および手数料

3

委託会社は前記 2 に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

この場合委託会社は、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して固定料率を変更できるものとします。したがって、これらの諸費用の金額、上限額、計算方法等をあらかじめ具体的に記載することはできません。

かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

課税上のお取扱い

1

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のようなお取扱いとなります。

A 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の買付時の基準価額等（ご購入手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回ご購入された場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドをご購入された場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースでご購入された場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後述の「B 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

B 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、当該収益分配金のうちその下回る部分に相当する額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

□ 個人、法人別の課税のお取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

	課税対象		税率等
収益分配金	普通分配金 ^{*1}	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%） ^{*2}
一部解約金	譲渡益 = 換金（解約 / 買取）価額 ^{*3} - 取得費用 ^{*4}	譲渡所得	申告分離課税 20% （所得税15% 地方税5%） ^{*5}
償還金	譲渡益 = 償還価額 - 取得費用 ^{*4}		

*1 普通分配金については、前述の「□B 収益分配金の課税について」をご参照ください。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

*2 確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。ただし、特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）以下の場合には10%（所得税7%および地方税3%）の源泉徴収の税率が適用され申告不要となります。なお、他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告（総合課税または申告分離課税を選択）が必要となり、申告分離課税を選択した場合、年間100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

*3 換金（解約 / 買取）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

*4 購入手数料および当該購入手数料に係る消費税等相当額を含みます。

*5 特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、他の上場株式等を含めた譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合には10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収選択口座の場合には源泉徴収され、申告不要となります。なお、他の上場株式等を含めた譲渡益の合計額が年間500万円を超える場合には、確定申告（申告分離課税）が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

普通分配金は、確定申告により、株式等の譲渡損と損益通算することができます。また、一部解約時または償還時の譲渡益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、その譲渡損益は株式等の譲渡損益と損益通算することができます。損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

2. 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の課税対象	税率等
収益分配金	普通分配金 ^{*1}	源泉徴収 7% （所得税7%） ^{*3 *4}
一部解約金	換金（解約）価額 ^{*2} の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	
買取代金	買取差益	法人課税

*1 普通分配金については、前述の「□B 収益分配金の課税について」をご参照ください。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

*2 換金（解約）価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

*3 地方税の源泉徴収はありません。

*4 税率は平成21年3月31日まで。平成21年4月1日から15%となる予定です。

法人の益金不算入制度は当ファンドに適用されません。

2

投資信託財産が支払う税金

投資信託財産の取引により外国で発生する税金は、ファンドが負担します。

買取請求によるご換金、損益通算など税金の内容等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記「課税上のお取扱い」は平成 20 年 12 月末現在で知りうる事実を基に作成していますが、税法が改正された場合等にはその内容が変更になる場合があります。

上記「課税上のお取扱い」の詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

管理および運営（概要）**1 資産の評価**

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

2 保 管

該当事項はありません。

3 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限とします。

ただし、下記「**5** その他 **B** 償還条件（信託の終了）」に記載した事由により信託は終了します。

4 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

5 その他**A 運用報告書**

委託会社は、各計算期間の末日および償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

詳しくは約款をご覧ください。

B 償還条件（信託の終了）

委託会社は次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合

ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときやむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託会社はあらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

この投資信託契約の解約に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託契約の解約を行いません。委託会社は、投資信託契約の解約を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、次のいずれかの場合には、上記の異議の申立ての規定を適用せず、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合
監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申し立ての結果、投資信託約款の変更が成立した場合を除きます。）

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または、委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

C 投資信託約款の変更

委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意の上、ファンドの投資信託約款を変更することができ、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ受益者に書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。

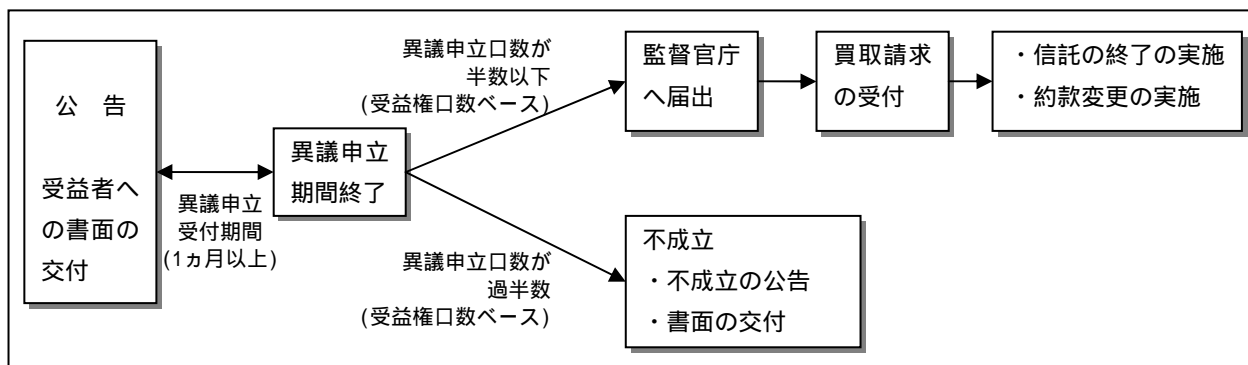
この投資信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定める期間）に異議を述べることができます。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるとときは、投資信託約款の変更を行いません。委託会社は、投資信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由を公告し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の規定に従います。

詳しくは約款をご覧ください。

【信託の終了、投資信託約款の重大な変更を行う場合の手続きの流れ】



詳しくは約款をご覧ください。

その他の情報**委託会社等の概況****1 委託会社の概況（平成20年12月末現在）**

名 称：モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
本店所在の場所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
代表者の役職氏名：代表取締役社長 ジョン R. アルカイヤ
資本金の額：9億9,000万円
会社の沿革
昭和62年2月10日 モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和62年3月31日 投資顧問業登録
昭和62年9月9日 投資一任業務認可
平成7年8月1日 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会
社に商号変更
平成7年9月14日 投資信託委託業の免許取得

2 大株主の状況（平成20年12月末現在）

名 称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社
住 所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
保有株数：4,502株
比 率：100%

内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
受益者名簿は作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
受益者に対する特典はありません。
- (4) 受益権の譲渡制限の内容
受益権の譲渡制限はありません。
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。
- (5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報について

下記の詳細情報については投資信託説明書（請求目論見書）に記載されております。なお、投資信託説明書（請求目論見書）については、ご投資家からのご請求によりお渡ししております。

【ファンドの詳細情報】

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド親投資信託受益証券	日本	1,684,789	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,514	0.09
合計(純資産総額)		1,683,275	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 親投資信託受益証券の評価方法は、請求目論見書「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (3)注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(全銘柄)

(平成20年12月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券		2,458,111,663	0.6960	1,710,985,207	0.6854	1,684,789,733	100.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成20年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

(1)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	65,688,855	52.63
	イギリス	12,498,259	10.01
	フランス	6,831,204	5.47
	スイス	5,691,957	4.56
	ドイツ	5,594,132	4.48
	カナダ	5,264,664	4.22
	オーストラリア	3,440,692	2.76
	スペイン	2,928,434	2.35
	イタリア	2,364,263	1.89
	オランダ	1,553,380	1.24
	スウェーデン	1,302,289	1.04
	香港	1,288,287	1.03
	フィンランド	873,709	0.70
	シンガポール	656,951	0.53
	デンマーク	554,966	0.44
	ベルギー	498,684	0.40
	ノルウェー	387,519	0.31
	ギリシャ	312,547	0.25
	オーストリア	214,268	0.17
	ポルトガル	207,815	0.17
アイルランド	193,384	0.15	
ニュージーランド	55,027	0.04	
小計		118,401,298	94.86
投資証券	アメリカ	865,776	0.69
	オーストラリア	248,257	0.20
	フランス	135,701	0.11
	イギリス	129,066	0.10
	香港	31,285	0.03
	シンガポール	26,074	0.02
	オランダ	16,728	0.01
	カナダ	9,511	0.01
	小計		1,462,402
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,952,504	3.97
合計(純資産総額)		124,816,205	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(注3) 株式および投資証券の評価方法は請求目論見書「ファンドの経理状況 1 財務諸表 参考情報 (2) 注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準および評価方法」に記載されております。

(注4) 外貨建資産は、平成20年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

なお、平成20年12月30日現在における邦貨換算レートは、1米ドル=91.03円、1カナダドル=74.84円、1オーストラリアドル=62.61円、1英ポンド=131.83円、1スイスフラン=86.28円、1香港ドル=11.75円、1

シンガポールドル=63.17円、1 ニュージーランドドル=52.78円、1 スウェーデンクローナ=11.63円、1 ノルウェークローネ=12.87円、1 デンマーククローネ=17.19円、1 ユーロ=127.96円です。

(注5) 投資信託財産について、外国為替予約を行ないました。

なお、平成20年12月30日現在における外国為替の予約にかかる未決済残高は、247千米ドルです。

(注6) 株式の「国・地域」の分類については、当該株式の発行企業の法人化された国および当該株式の主要取引市場を参考に分類しております。

(2) 「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の投資資産
投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成20年12月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	476,251	6,950.14	3,310,011,363	7,102.16	3,382,411,087	2.71
2	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	270,646	5,834.11	1,578,979,265	5,480.00	1,483,141,703	1.19
3	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	964,708	1,460.12	1,408,590,602	1,425.52	1,375,220,002	1.10
4	AT & T INC	アメリカ	株式	電気通信サービス	539,140	2,418.66	1,304,000,180	2,536.09	1,367,310,689	1.10
5	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	256,248	5,526.43	1,416,136,967	5,293.39	1,356,421,753	1.09
6	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	752,344	1,786.91	1,344,377,712	1,725.92	1,298,492,177	1.04
7	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	350,262	3,895.54	1,364,460,332	3,554.73	1,245,088,940	1.00
8	CHEVRON CORPORATION	アメリカ	株式	エネルギー	188,320	6,685.24	1,258,964,999	6,513.19	1,226,565,164	0.98
9	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	1,715,128	668.37	1,146,353,993	677.93	1,162,746,629	0.93
10	WAL-MART STORES	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	217,148	4,802.74	1,042,905,993	5,016.66	1,089,358,402	0.87
11	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	217,562	5,005.10	1,088,920,175	4,503.81	979,859,216	0.79
12	PFIZER	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	616,764	1,480.14	912,901,877	1,573.90	970,730,225	0.78
13	TOTAL SA	フランス	株式	エネルギー	195,091	5,211.81	1,016,777,380	4,872.71	950,623,193	0.76
14	HSBC HOLDINGS	イギリス	株式	銀行	1,102,043	928.08	1,022,787,593	837.12	922,542,787	0.74
15	IBM CORP	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	124,188	7,286.04	904,838,884	7,396.18	918,517,733	0.74
16	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	各種金融	337,302	2,912.95	982,547,233	2,710.87	914,383,019	0.73
17	ROCHE HOLDING GENUSS	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,251	14,715.91	945,512,370	14,020.49	900,831,145	0.72
18	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	株式	電気通信サービス	4,825,674	170.06	820,657,498	171.64	828,291,520	0.66
19	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ	株式	銀行	323,928	2,475.10	801,756,039	2,533.36	820,627,825	0.66
20	CISCO SYSTEMS	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	540,386	1,493.80	807,229,849	1,457.39	787,553,314	0.63
21	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	電気通信サービス	260,842	2,606.18	679,803,525	3,016.73	786,890,982	0.63
22	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	478,389	1,632.05	780,757,350	1,621.50	775,712,069	0.62
23	TELEFONICA S.A.	スペイン	株式	電気通信サービス	387,244	1,906.60	738,320,959	2,002.57	775,484,766	0.62
24	COCA-COLA CO	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	190,251	3,960.71	753,530,046	4,042.64	769,116,740	0.62
25	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネルギー	324,360	2,229.24	723,078,005	2,334.70	757,286,308	0.61
26	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	188,460	3,519.21	663,232,163	3,928.85	740,431,975	0.59
27	HEWLETT-PACKARD CO	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	225,487	3,056.78	689,265,820	3,238.84	730,317,983	0.59
28	PEPSICO INC USD COM	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	143,123	4,834.60	691,942,928	4,921.99	704,450,275	0.56
29	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	141,001	5,114.06	721,088,335	4,749.03	669,618,698	0.54
30	INTEL CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	514,174	1,195.22	614,553,053	1,286.25	661,358,312	0.53

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(平成20年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	94.86
投資証券	1.17
合計	96.03

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(平成20年12月30日現在)

投資株式の種類		投資株式の業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	12.52
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.39
		銀行	7.12
		資本財	7.08
		食品・飲料・タバコ	6.41
		素材	5.42
		公益事業	5.25
		電気通信サービス	5.16
		保険	4.46
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.45
		各種金融	4.37
		ソフトウェア・サービス	3.89
		食品・生活必需品小売り	2.84
		ヘルスケア機器・サービス	2.66
		メディア	2.34
		家庭用品・パーソナル用品	2.13
		小売	1.97
		運輸	1.77
		消費者サービス	1.34
		半導体・半導体製造装置	1.20
		自動車・自動車部品	0.97
		耐久消費財・アパレル	0.92
		商業・専門サービス	0.72
不動産	0.50		
		合計	94.86

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	MINI S&P 500	買建	5	米ドル	221,205.05	217,600.00	19,808,128	0.02
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500	買建	123	米ドル	27,199,864.23	26,764,800.00	2,436,399,744	1.95
	カナダ	モントリオール取引所	S&P 60	買建	28	カナダドル	2,905,196.00	2,951,760.00	220,909,718	0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	STX50 INDEX	買建	265	ユーロ	6,506,290.00	6,336,150.00	810,773,754	0.65
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	28	オーストラリアドル	2,513,530.00	2,511,600.00	157,251,276	0.13
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 IDX	買建	79	英ポンド	3,381,085.00	3,376,460.00	445,118,721	0.36
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	FSMI INDEX	買建	32	スイスフラン	1,782,030.00	1,727,360.00	149,036,620	0.12

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(平成20年12月30日現在)

資産の種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	米ドル	247,124.53	22,399,861	22,490,803	0.02

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

(平成20年12月30日現在)

期	計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成10年11月19日)	3,020,105,083	3,027,302,015	1.0911	1.0937
2期	(平成11年11月19日)	3,044,921,536	3,081,062,330	1.1377	1.1512
3期	(平成12年11月20日)	2,692,977,865	2,692,977,865	1.1035	1.1035
4期	(平成13年11月19日)	1,822,601,392	1,822,601,392	1.0283	1.0283
5期	(平成14年11月19日)	1,389,504,810	1,389,504,810	0.8239	0.8239
6期	(平成15年11月19日)	1,899,711,768	1,899,711,768	0.8617	0.8617
7期	(平成16年11月19日)	2,119,459,099	2,119,459,099	0.9697	0.9697
8期	(平成17年11月21日)	726,778,395	726,778,395	1.1864	1.1864
9期	(平成18年11月20日)	1,437,437,655	1,450,053,987	1.3796	1.3917
10期	(平成19年11月19日)	2,644,885,758	2,669,483,752	1.4435	1.4570
11期	(平成20年11月19日)	1,230,669,933	1,230,669,933	0.6848	0.6848
	平成19年12月末日	5,731,847,384	-	1.4931	-
	平成20年1月末日	4,920,841,642	-	1.2705	-
	2月末日	4,994,791,284	-	1.2789	-
	3月末日	2,289,417,095	-	1.1871	-
	4月末日	2,500,798,468	-	1.2851	-
	5月末日	2,315,835,165	-	1.3215	-
	6月末日	2,143,973,806	-	1.2234	-
	7月末日	2,168,732,635	-	1.2245	-
	8月末日	2,177,135,739	-	1.2222	-
	9月末日	1,752,730,549	-	0.9883	-
	10月末日	1,374,935,190	-	0.7706	-
	11月末日	1,262,830,709	-	0.6987	-
	12月30日	1,683,275,361	-	0.6696	-

(注) 分配落後純資産総額および分配落1口当たり純資産総額は、外国所得税控除額を考慮しております。

【分配の推移】

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0026
2期	0.0150
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0
9期	0.0130
10期	0.0140
11期	0

【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率(%)
1期	9.37
2期	5.51
3期	3.01
4期	6.81
5期	19.88
6期	4.59
7期	12.53
8期	22.35
9期	17.30
10期	5.61
11期	52.56

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団

法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日^{*}における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

*「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

【財務情報（ハイライト）】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当有価証券届出書に添付されております。

MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1) 【貸借対照表】

項目	第10期 (平成19年11月19日現在)	第11期 (平成20年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,348,004	-
コール・ローン	59,667,458	-
親投資信託受益証券	2,582,758,469	1,230,590,113
未収入金	45,030,526	12,012,604
未収利息	572	-
流動資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717
資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,597,994	-
未払解約金	530,526	1,712,604
未払受託者報酬	1,888,076	1,026,921
未払委託者報酬	15,104,570	8,215,302
その他未払費用	1,798,105	977,957
流動負債合計	43,919,271	11,932,784
負債合計	43,919,271	11,932,784
純資産の部		
元本等		
元本	1,832,215,914	1,797,244,609
剰余金		
期末剰余金または欠損金()	812,669,844	566,574,676
(うち分配準備積立金)	(17,746,710)	(27,004,081)
純資産合計	2,644,885,758	1,230,669,933
負債・純資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717

(2) 【損益及び剰余金計算書】

項目	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	17,890	4,440
受取利息	243,925	97,874
有価証券売買等損益	411,724,253	1,783,791,891
為替差損益	85,712	33,000
その他収益	127,280	-
営業収益合計	412,199,060	1,783,656,577
営業費用		
受託者報酬	3,766,507	3,067,659
委託者報酬	30,131,940	24,541,158
その他費用	3,603,318	2,926,762
営業費用合計	37,501,765	30,535,579
営業利益金額または損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
経常利益金額または損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
当期純利益金額または純損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額()分配額	493,250,766	600,518,443
期首剰余金または欠損金()	395,511,635	812,669,844
剰余金増加額	3,904,706,529	1,382,834,234
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(3,904,706,529)	(1,382,834,234)
剰余金減少額	3,344,396,855	1,548,405,041
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(3,344,396,855)	(1,548,405,041)
分配金	24,597,994	-
期末剰余金または欠損金()	812,669,844	566,574,676

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資信 託受益証券の基準価額を用いており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算につい ては原則として、わが国における計 算期間末日の対顧客電信売買相場の 仲値によって計算しております。	
3. 収益および費用の計 上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に 予想配当金額を計上し、差額が発生 した場合には入金時に計上しており ます。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投 資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条の規定に基づき、通貨ごとに 勘定を設けて、邦貨建資産等と区 分する方法を採用しております。 従って、外貨の売買については、 同規則第61条の規定により処理 し、為替差損益を算定しておりま す。 (2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成18 年11月19日が休日のため、平成18 年11月21日から平成19年11月19日 までとなっております。	外貨建資産等の会計処理 同左

追加型証券投資信託
MSCI インデックス・セレクト・ファンド
コクサイ・ポートフォリオ
約 款

(2 0 0 9 . 0 1)

MSCI インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

運用の基本方針

約款の第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

MSCI コクサイ・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

主としてマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式（当該株式の預託により発行されるDR およびカントリーファンドを含みます。）に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

MSCI コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国（2001 年 12 月末現在）を構成国として、MSCI Inc. が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の実質組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。）および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先

物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 24 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 25 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

年1回決算を行い、毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。(ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。)

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金4,210,110,000円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から無期限とします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、4,210,110,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に基づき、受託者と協議

のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)
第7条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

(削除)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、原則として委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を

振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して、または個々を指して以下「販売会社」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 11 条 販売会社は、第 6 条第 1 項により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとし、第 2 前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日には、当該取得の申込みを受けないものとします。

第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の規定にかかわらず、販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、MSC インデックス・セレクト・ファンドに係る信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができ

るものとします。

第 1 項の規定にかかわらず、販売会社は、第 6 条の規定により分割される受益権を、販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みの請求があるときは、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込みの金額に応じ、販売会社が別に定める 3 % 以内の率を基準価額に乗じて得た額とします。

（削除）

（削除）

第 5 項の規定にかかわらず、受益者が販売会社と別に定めるMSC インデックス・セレクト・ファンド積立投資約款（以下「積立投資約款」といいます。）に従って結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって売却できるものとします。その場合の受益権の売却価額は、取得申込日の基準価額とします。この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 5 項および第 9 項の規定にかかわらず、MSC インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該各信託の受益権（または、社振法の規定の適用外となっている受益証券）の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第 1 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者または販売会社は、取得申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、MSC インデックス・セレクト・ファンドに係る各信託（この信託を除きます。）ならびに販売会社が別に定める各信託（この信託を除きます。）について、当該各信託の委託者または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受付を中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消した信託がある場合には、委託者または販

売会社は、当該信託の買取請求に係る売却代金または一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込みの受付の中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うものとします。

第12条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるMSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除

きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

10の2. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信

託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの

売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定す

る全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資

産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契

約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第32条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(削除)

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れること

ができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の諸費用の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

1. 投資信託財産に係る監査報酬
2. 法律顧問に対する報酬
3. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
5. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

委託者は前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の合計額を予め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。

委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、前項の固定料率を期中に変更することができます。

第3項において固定料率を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

第2項の規定は、投資信託財産に係る監査報酬を除き、平成12年12月1日以降適用します。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終

了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、次期に繰り越します。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の

名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第52条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日および第48条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益証券の買取り)

第51条 販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもってその受益権を買取ります。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該買取申込みを受けないものとし、

第1項の場合、受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する額を控除した額とします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場

の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた受益証券の買取請求を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第1項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに販売会社が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託者との協議に基づき、この信託の受益権の買取請求に係る売却代金をもってするMSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)ならびに販売会社が別に定める各信託(この信託を除きます。)の取得申込みに係る買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行うものとします。

(信託の一部解約)

第52条 受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けられないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、委託者は、一部解約の実行の

請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。

第1項および第3項の規定にかかわらず、MSCIインデックス・セレクト・ファンドに係る各信託(この信託を除きます。)および販売会社が別に定める各信託(この信託を除きます。)について、当該各信託の委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託者は、当該信託の取得申込みに係るこの信託の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消しまたはその両方を行うものとします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下ることとなった場合またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らず

にその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこと

としたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 第48条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第28条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成9年11月20日

委託者 モルガン・スタンレー・
アセット・マネジメント投信株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

約 款

(2 0 0 9 . 0 1)

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針

約款の第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式(D R (預託証券) およびカンントリーファンドを含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の株式(当該株式の預託により発行される D R およびカンントリーファンドを含みます。)に投資します。

グローバルな収益機会を最大限に追求するため、M S C I コクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

M S C I コクサイ指数とは、世界各国の日本を除く 22 カ国(2001 年 12 月末現在)を構成国として、M S C I I n c . が開発した株価指数です。ただし、構成国については、定期的に見直しを行いますので変動することがあります。

株式の組入比率は、高水準を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金状況、市況等の急激な変化が生じた場合には、上記の運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離のリスクを含みます。) および為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投資信託株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 前条の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,868,790,171円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5000億円を限度として信託金(第4条に規定する信託適格有価証券を含みます。)を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券による追加信託)

第4条 委託者は、この信託の受益権を、他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限るものとし、この投資信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。以下「信託適格有価証券」といいます。)をもって取得させることができます。

前項において、他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券をもって取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを充たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。

2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項の規定による信託終了の日または投資信託

契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投資信託株式会社の追加型証券投資信託の受託者である中央三井アセット信託銀行株式会社とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,868,790,171口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第3項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

(削除)

追加信託金または追加信託に係る有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行す

るときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利

(9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利

(10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをい)、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

9の2. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

10の2. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

11. 外国法人の発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券、第7号および第10号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の2の投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第9号の2の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品取引市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができます。かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または投資

信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3項ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える

額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第21条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認め

たときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項但し書きの規定にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとします。なお、第1期の計算期間は、平成14年3月11日から平成14年11月19日までとします。決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券

の価額を含みます。以下、本条において同じ。)または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了した時は、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

(削除)

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

受託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める全ての証券投資信託がこの信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の請求の取扱いは、委託者と受託者との協議により定めた手続きにより行うものとします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を

決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買した場合の差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成14年3月11日

委託者 モルガン・スタンレー・
アセット・マネジメント投信株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

用語解説（50音順）



委託会社

投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。運用会社ともいいます。



運用報告書

ファンドの運用状況を、受益者に説明するための資料です。ある一定の期間毎やファンド償還時に委託会社が作成し、販売会社経由で受益者に届けられます。



M S C I

M S C I インク。同社が算出する M S C I コクサイ・インデックスを含む一連の指数は、運用担当者が世界各国市場のパフォーマンスを相互比較する際のベンチマークの一つとなっています。



解約価額

ファンド換金（解約請求）時の価額のことをいいます。



為替ヘッジ

為替変動リスクを回避するために行われます。外貨建資産を買うのと同時に、通貨の先渡取引やオプション取引を利用して一定の為替レートで外貨と円貨を交換する契約を結びます。



基準価額

ファンドの1口（1単位）当たりの評価額のことです。純資産総額を受益権総口数で割った金額です。便宜上、1万口当たりで表示されることがあります。



収益分配金

ファンドの決算時に受益者に支払われる分配金のことです。実際の分配金額は、決算日における運用益から経費等を控除した後、分配方針に基づき委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。



純資産総額

ファンドの保有する投資信託財産の合計のことです。投資信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものです。



信託期間

ファンドの設定日から、ファンドの償還日までの期間のことをいいます。



信託報酬

ファンド運営上の役割に応じて、委託会社・販売会社・受託会社に支払われる報酬です。投資信託約款に規定された料率に基づき日々計算され、投資信託財産の中から控除されます。



トラッキング・エラー

トラッキング・エラーとは、ファンドのリターンがベンチマークに対して超過したリターンのばらつきを示します。ファンドのリターンがベンチマークのリターンと乖離するほど数値が大きくなります。



ファミリーファンド方式

ご投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を親投資信託（＝マザーファンド）に投資して実質的な運用を行う仕組みです。この仕組みにより、運用の共通化・効率化が可能になります。



分配金再投資コース

ファンドの収益分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースのことです。



分配金支払いコース

ファンドの収益分配時に、収益分配金を受取るコースのことです。



ベンチマーク

ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。



ポートフォリオ

資産運用のために、リスクの分散を考慮して複数の有価証券を組み合わせたものをいいます。



目論見書

お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等の情報をご投資家に提供するための説明書です。お申込みの際は販売会社より必ずお受け取りになり、内容をご覧のうえ、商品内容、リスク等をご理解いただき、ご自身のご判断でお申込みください。目論見書には、投資家に必ず交付する交付目論見書と投資家の請求により交付する請求目論見書があります。



約款（投資信託約款）

ファンド毎の基本方針、運用方法、運用制限、収益分配方針、運営、管理などを規定したものです。



リスク

ファンドの基準価額を変動させる要因となるものをいいます。ファンドの主要なリスクは、株式の価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどで、この他にも解約による資金流出に伴うリスクなどがあります。

なお、投資信託は値動きのある有価証券等に投資します。また、外貨建資産へ投資する場合は為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は変動し、元本が保証されているものではありません。

MSCI インデックス・ セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
2. グローバルな収益機会を最大限に追求するため、MSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
3. 原則として為替ヘッジを行いません。
4. ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

1. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 2 月 19 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 2 月 20 日にその届出の効力が生じております。
2. M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行企業の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき投資家の請求により交付される目論見書です。

請求目論見書の目次

【ファンドの詳細情報】

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
	1 申込（販売）手続等	1
	2 換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
	1 資産管理等の概要	3
	2 受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	7
	1 財務諸表	10
	2 ファンドの現況	69
第5	設定及び解約の実績	70

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成9年11月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成14年3月11日 M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンドの投資信託約款を締結。ファミリーファンド方式による運用へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 取得申込にあたり、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」のいずれかを選択いただきます。（ただし申込取扱場所によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）なお、「分配金再投資コース」を選択する場合は、取得申込にあたり、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結する必要があります。
- (3) 受益権の取得申込単位は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位を最低単位として、販売会社が個別に定める単位とします。
上記にかかわらず、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
スイッチングにより取得する場合は、原則として上記の申込単位によるものとします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- (4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/
このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「コクサイ」の略称で掲載されます。
「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。
- (5) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「スイッチング」により本ファンドを取得する場合および「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手料は無手数料とします。
- (6) 取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社または販売会社は、取得申込みの受付の中止、すでに受付した取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。
- (7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関

への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）または販売会社による受益権の買取（以下「買取請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

(1)解約請求による換金

解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

解約請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記の委託会社の窓口またはホームページにお問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

電話番号 03-5424-5130（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ www.morganstanley.co.jp/fund/

解約手数料はありません。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、上記一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(2)買取請求による換金

買取請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時（年末年始など日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）の半休日は午前11時）までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日ならびに英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

買取請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定めるものとします。詳しく

は販売会社にお問い合わせ下さい。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取に関して当該販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

買取に係る手数料は原則としてありません。

買取代金は、原則として買取請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた買取請求を取消することができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

私信振替制度（平成19年1月4日開始）移行後も引き続きお手許で受益証券を保有されている場合は、ご換金のお申込みの際、個別に振替受益権に移行するための所定の手続きが必要となり、ご換金までに所定の日数を要しますのでご留意下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格として社団法人投資信託協会規則で定めるものにより評価します。

マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項なし

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成9年11月20日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部解約等により受益権総口数が当初設定口数の10分の1を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。

(約款第53条)

- ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第53条第2項)
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第53条第3項)
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。(約款第53条第4項)
- ・委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第53条第5項)
- ・上記 . から . までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 . の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。(約款第53条第6項)

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき(約款第54条第1項)
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(約款第55条第1項)
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき(約款第57条第2項)

投資信託約款の変更

- ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。(約款第58条第1項)
- ・委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第58条第2項)
- ・上記 . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。(約款第58条第3項)
- ・上記 . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記 . の投資信託約款の変更をしません。(約款第58条第4項)
- ・委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。(約款第58条第5項)

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手続にしたがいます。(約款第54条第2項)

運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間末および信託終了日を基準日として、当該計算期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。(約款第59条)

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヶ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

分配金支払いコースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

分配金再投資コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ・この場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

自動けいぞく投資契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 買戻し請求権（受益権の買取りまたは一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位をもって買取りおよび一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第2 2「換金（解約）手続等」をご参照ください。）

(4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続により行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

(5) 帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）および第11期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月9日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社


取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

勝又三郎 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

勝又 三郎 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

山田 信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MSCIインデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

項目	第10期 (平成19年11月19日現在)	第11期 (平成20年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,348,004	-
コール・ローン	59,667,458	-
親投資信託受益証券	2,582,758,469	1,230,590,113
未収入金	45,030,526	12,012,604
未収利息	572	-
流動資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717
資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,597,994	-
未払解約金	530,526	1,712,604
未払受託者報酬	1,888,076	1,026,921
未払委託者報酬	15,104,570	8,215,302
その他未払費用	1,798,105	977,957
流動負債合計	43,919,271	11,932,784
負債合計	43,919,271	11,932,784
純資産の部		
元本等		
元本	1,832,215,914	1,797,244,609
剰余金		
期末剰余金または欠損金()	812,669,844	566,574,676
(うち分配準備積立金)	(17,746,710)	(27,004,081)
純資産合計	2,644,885,758	1,230,669,933
負債・純資産合計	2,688,805,029	1,242,602,717

(2) 【損益及び剰余金計算書】

項目	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	17,890	4,440
受取利息	243,925	97,874
有価証券売買等損益	411,724,253	1,783,791,891
為替差損益	85,712	33,000
その他収益	127,280	-
営業収益合計	412,199,060	1,783,656,577
営業費用		
受託者報酬	3,766,507	3,067,659
委託者報酬	30,131,940	24,541,158
その他費用	3,603,318	2,926,762
営業費用合計	37,501,765	30,535,579
営業利益金額または損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
経常利益金額または損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
当期純利益金額または純損失金額()	374,697,295	1,814,192,156
一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額()分配額	493,250,766	600,518,443
期首剰余金または欠損金()	395,511,635	812,669,844
剰余金増加額	3,904,706,529	1,382,834,234
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(3,904,706,529)	(1,382,834,234)
剰余金減少額	3,344,396,855	1,548,405,041
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(3,344,396,855)	(1,548,405,041)
分配金	24,597,994	-
期末剰余金または欠損金()	812,669,844	566,574,676

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1 . 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価 しております。なお、時価は親投資信 託受益証券の基準価額を用いており ます。	親投資信託受益証券 同左
2 . 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算につい ては原則として、わが国における計 算期間末日の対顧客電信売買相場の 仲値によって計算しております。	
3 . 収益および費用の計 上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に 予想配当金額を計上し、差額が発生 した場合には入金時に計上しており ます。	受取配当金 同左
4 . その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投 資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条の規定に基づき、通貨ごとに 勘定を設けて、邦貨建資産等と区 分する方法を採用しております。 従って、外貨の売買については、 同規則第61条の規定により処理 し、為替差損益を算定しておりま す。 (2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、平成18 年11月19日が休日のため、平成18 年11月21日から平成19年11月19日 までとなっております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第10期 (平成19年11月19日現在)	第11期 (平成20年11月19日現在)
1. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は566,574,676円であります。
2. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,832,215,914口	1,797,244,609口
3. 1口当たり純資産額	1.4435円	0.6848円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日																																				
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は837,267,838円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、25,651,022円(一万口当たり140円)を分配金額としております。(外国所得税額1,053,028円控除後の分配金は24,597,994円となります。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> <th style="text-align: center;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">27,360,275</td> <td style="text-align: right;">149.32</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">794,923,134</td> <td style="text-align: right;">4,338.58</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">14,984,429</td> <td style="text-align: right;">81.78</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">837,267,838</td> <td style="text-align: right;">4,569.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	27,360,275	149.32	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	794,923,134	4,338.58	D. 分配準備 積立金	14,984,429	81.78	分配可能額	837,267,838	4,569.68	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は628,553,595円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配は行っておりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> <th style="text-align: center;">1万口当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">23,001,559</td> <td style="text-align: right;">127.98</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">601,549,514</td> <td style="text-align: right;">3,347.06</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td style="text-align: right;">4,002,522</td> <td style="text-align: right;">22.26</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">628,553,595</td> <td style="text-align: right;">3,497.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2. その他費用</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		金額(円)	1万口当たり(円)	A. 配当等収益	23,001,559	127.98	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	601,549,514	3,347.06	D. 分配準備 積立金	4,002,522	22.26	分配可能額	628,553,595	3,497.30
	金額(円)	1万口当たり(円)																																			
A. 配当等収益	27,360,275	149.32																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	794,923,134	4,338.58																																			
D. 分配準備 積立金	14,984,429	81.78																																			
分配可能額	837,267,838	4,569.68																																			
	金額(円)	1万口当たり(円)																																			
A. 配当等収益	23,001,559	127.98																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	601,549,514	3,347.06																																			
D. 分配準備 積立金	4,002,522	22.26																																			
分配可能額	628,553,595	3,497.30																																			

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
期首元本額	1,041,926,020円	1,832,215,914円
期中追加設定元本額	7,533,300,757円	3,643,700,588円
期中一部解約元本額	6,743,010,863円	3,678,671,893円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 (平成19年11月19日現在)		第11期 (平成20年11月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)
親投資信託 受益証券	2,582,758,469	105,552,832	1,230,590,113	1,164,102,831
合計	2,582,758,469	105,552,832	1,230,590,113	1,164,102,831

3. デリバティブ取引等関係

第10期 自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	第11期 自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
ファンドはデリバティブ取引を行っていない ため、該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	M S C Iコクサイ・インデックス・ マザーファンド	1,757,734,771	1,230,590,113	
合計		1,757,734,771	1,230,590,113	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成20年11月19日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

項目	(平成20年11月19日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	501,657,585
コール・ローン	2,034,907,661
株式	121,119,671,549
投資証券	1,422,257,208
派生商品評価勘定	777,716
未収入金	785,414,955
未収配当金	344,822,791
未収利息	9,477
流動資産合計	126,209,518,942
資産合計	126,209,518,942
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	411,161
未払金	1,538,524,220
未払解約金	385,872,671
流動負債合計	1,924,808,052
負債合計	1,924,808,052
純資産の部	
元本等	
元本	177,517,756,855
剰余金	
欠損金	53,233,045,965
純資産合計	124,284,710,890
負債・純資産合計	126,209,518,942

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式および投資証券）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

項目	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年11月19日現在)	
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は53,233,045,965円であります。
2. 計算日における受益権総数	177,517,756,855口
3. 1口当たり純資産額	0.7001円

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成20年11月19日現在)	
M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオの第11期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	113,761,077,830円
期中追加設定元本額	80,247,166,739円
期中一部解約元本額	16,490,487,714円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー M S C I コクサイ・インデックス・ファンド	1,924,387,106円
M S C I インデックス・セレクト・ファンド コクサイ・ポートフォリオ	1,757,734,771円
モルガン・スタンレー M S C I コクサイ・インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	114,599,812,119円
モルガン・スタンレー M S C I コクサイ・インデックス・ファンド - 2 (適格機関投資家専用)	50,871,163,027円
モルガン・スタンレー M S C I コクサイ・インデックス・ファンド - 3 (適格機関投資家専用)	802,259円
モルガン・スタンレー M S C I コクサイ・インデックス・ファンド - 4 (適格機関投資家専用)	8,363,857,573円
期末元本合計	177,517,756,855円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成20年11月19日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当該親投資信託の期首(平成19年11月20日)から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	121,119,671,549	66,371,228,556
投資証券	1,422,257,208	1,199,930,626
合計	122,541,928,757	67,571,159,182

3. デリバティブ取引等関係
取引の状況に関する事項

自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日	
1. 取引の内容	ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 ・為替予約取引 であります。
2. 取引の利用目的および取引に対する取組方針	外貨建資金の受渡を行う際の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
通貨関連

区分	種類	(平成20年11月19日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ノルウェークローネ	14,962,881	-	14,958,485	4,396
	デンマーククローネ	9,824,923	-	9,841,767	16,844
	香港ドル	3,804,567	-	3,804,567	-
	シンガポールドル	13,952,531	-	13,974,643	22,112
	買建				
	米ドル	821,284,035	-	821,624,463	340,428
	カナダドル	68,772,876	-	68,930,954	158,078
	ユーロ	193,754,320	-	193,945,211	190,891
	英ポンド	49,967,213	-	49,835,903	131,310
	スイスフラン	40,768,832	-	40,852,755	83,923
	スウェーデンクローナ	12,312,485	-	12,302,233	10,252
	オーストラリアドル	57,549,918	-	57,319,275	230,643
合計	1,286,954,581	-	1,287,390,256	366,555	

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成20年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	6,000	19.80	118,800.00	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	42,735	38.16	1,630,767.60	
		APACHE CORP	30,556	75.69	2,312,783.64	
		ARCH COAL	12,823	14.69	188,369.87	
		BAKER HUGHES	28,229	32.05	904,739.45	
		BJ SERVICES CO	26,168	11.27	294,913.36	
		CABOT OIL & GAS CORP	9,500	26.71	253,745.00	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	19,242	20.92	402,542.64	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	50,618	21.11	1,068,545.98	
		CHEVRON CORPORATION	189,020	73.40	13,874,068.00	
		CIMAREX ENERGY CO	7,418	27.09	200,953.62	
		CONOCOPHILLIPS	134,400	49.89	6,705,216.00	
		CONSOL ENERGY INC	16,233	23.87	387,481.71	
		DENBURY RESOURCES	21,934	8.55	187,535.70	
		DEVON ENERGY CORPORATION	38,852	70.95	2,756,549.40	
		DIAMOND OFFSHORE DRILL.	6,201	74.72	463,338.72	
		EL PASO CORPORATION	62,305	7.20	448,596.00	
		ENSCO INTERNATIONAL INC	12,824	31.66	406,007.84	
		EOG RESOURCES INC	22,648	82.53	1,869,139.44	
		EXXON MOBIL CORPORATION	479,751	76.33	36,619,393.83	
		FMC TECHNOLOGIES INC	11,412	27.03	308,466.36	
		FOREST OIL CORP	7,100	18.97	134,687.00	
		HALLIBURTON CO	80,672	17.66	1,424,667.52	
		HELMERICH & PAYNE	9,300	26.44	245,892.00	
		HESS CORP	26,917	51.36	1,382,457.12	
		KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	3,200	43.90	140,480.00	
		MARATHON OIL CORP	64,578	25.30	1,633,823.40	
		MURPHY OIL CORP	16,600	46.26	767,916.00	
		NABORS INDUSTRIES INC	25,076	14.09	353,320.84	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	38,120	25.35	966,342.00	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	12,186	20.08	244,694.88	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	NOBLE CORP	24,605	26.27	646,373.35	
		NOBLE ENERGY INC	15,783	50.59	798,461.97	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	75,231	48.63	3,658,483.53	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	13,065	11.72	153,121.80	
		PEABODY ENERGY CORP	24,927	24.51	610,960.77	
		PETROHAWK ENERGY CORP	22,100	17.10	377,910.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	10,704	22.39	239,662.56	
		PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	9,200	22.00	202,400.00	
		PRIDE INTERNATIONAL	14,880	14.30	212,784.00	
		RANGE RESOURCES CORP	14,238	41.77	594,721.26	
		ROWAN COMPANIES INC	9,557	16.05	153,389.85	
		SANDRIDGE ENERGY INC	9,900	10.27	101,673.00	
		SCHLUMBERGER LTD	110,373	50.23	5,544,035.79	
		SMITH INTERNATIONAL INC	19,396	27.69	537,075.24	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	31,350	32.45	1,017,307.50	
		SPECTRA ENERGY CORP	58,048	16.22	941,538.56	
		SUNOCO INC	10,725	38.03	407,871.75	
		TRANSOCEAN INC	29,220	70.36	2,055,919.20	
		ULTRA PETROLEUM CORP	14,090	44.05	620,664.50	
		VALERO ENERGY CORP	48,456	18.50	896,436.00	
		WEATHERFORD INTL LTD	62,222	12.47	775,908.34	
		WILLIAMS COS	53,640	16.70	895,788.00	
		XTO ENERGY INC	50,160	33.62	1,686,379.20	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	19,330	51.48	995,108.40	
		ALCOA INC	74,797	9.48	709,075.56	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	7,818	19.99	156,281.82	
		BALL CORP	8,563	32.85	281,294.55	
		CELANESE CORP	12,900	12.64	163,056.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS	4,600	50.39	231,794.00	
		CLIFFS NATURAL RESOURCES	9,800	18.63	182,574.00	
		DOW CHEMICAL CO	85,339	20.85	1,779,318.15	
		DU PONT (E. I) DE NEMOURS	82,629	26.92	2,224,372.68	
		EASTMAN CHEMICAL CO	6,500	32.85	213,525.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	ECOLAB INC	21,909	33.92	743,153.28	
		FREEMONT MCMORAN COPPER B	35,147	21.68	761,986.96	
		HUNTSMAN CORP	14,000	8.60	120,400.00	
		INT'L FLAVORS FRAGRANCES	6,146	27.66	169,998.36	
		INT'L PAPER CO	36,035	11.59	417,645.65	
		MARTIN MARIETTA MATRLS	3,687	76.20	280,949.40	
		MEADWESTVACO CORP	14,764	11.41	168,457.24	
		MONSANTO CO	50,582	74.81	3,784,039.42	
		MOSAIC CO/THE	13,816	31.37	433,407.92	
		NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	39,794	23.65	941,128.10	
		NUCOR CORP	28,752	31.16	895,912.32	
		OWENS-ILLINOIS INC	15,333	18.95	290,560.35	
		PACTIV CORPORATION	11,642	24.32	283,133.44	
		PPG INDUSTRIES	15,096	44.35	669,507.60	
		PRAXAIR	28,935	57.53	1,664,630.55	
		ROHM & HAAS CO	11,349	72.40	821,667.60	
		SEALED AIR CORP	14,245	15.33	218,375.85	
		SIGMA-ALDRICH	11,464	40.07	459,362.48	
		UNITED STATES STEEL CORP	10,444	29.10	303,920.40	
		VULCAN MATERIALS CO	10,112	50.52	510,858.24	
		WEYERHAEUSER CO	19,389	32.32	626,652.48	
		3M CO	61,377	62.17	3,815,808.09	
		AGCO CORP	7,800	26.38	205,764.00	
		AMETEK INC	9,800	31.74	311,052.00	
		BOEING CO	65,469	39.56	2,589,953.64	
		CATERPILLAR	56,443	36.19	2,042,672.17	
		COOPER INDUSTRIES INC-CL A	15,488	27.29	422,667.52	
		CUMMINS ENGINE CO	17,160	21.05	361,218.00	
		DANAHER CORP	23,208	54.06	1,254,624.48	
		DEERE & CO	39,344	33.72	1,326,679.68	
		DOVER CORP	16,824	28.45	478,642.80	
		EATON CORP	14,474	42.03	608,342.22	
		EMERSON ELECTRIC CO	71,601	32.74	2,344,216.74	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	FASTENAL CO	11,296	34.26	387,000.96	
		FIRST SOLAR INC	3,626	110.56	400,890.56	
		FLOWSERVE CORP	4,900	47.72	233,828.00	
		FLUOR CORP (NEW)	16,302	33.17	540,737.34	
		FOSTER WHEELER LTD	12,846	18.29	234,953.34	
		GENERAL DYNAMICS CORP	30,904	53.24	1,645,328.96	
		GENERAL ELECTRIC CO	965,708	16.06	15,509,270.48	
		GOODRICH CORPORATION	11,150	30.09	335,503.50	
		GRAINGER (WW)	5,808	63.38	368,111.04	
		HARSCO CORP	7,211	21.72	156,622.92	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	65,047	26.38	1,715,939.86	
		ILLINOIS TOOL WORKS	38,172	32.83	1,253,186.76	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	28,202	15.01	423,312.02	
		ITT CORPORATION	15,886	40.84	648,784.24	
		JACOBS ENGINEERING GROUP	10,897	30.59	333,339.23	
		JOY GLOBAL	9,983	21.31	212,737.73	
		KBR	14,500	12.06	174,870.00	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	11,239	69.31	778,975.09	
		LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	31,532	73.12	2,305,619.84	
		MASCO CORP	32,902	8.03	264,203.06	
		MCDERMOTT INTERNATIONAL	20,173	7.64	154,121.72	
		NORTHROP GRUMMAN CORP	29,664	39.11	1,160,159.04	
		PACCAR INC	31,776	26.01	826,493.76	
		PALL CORP	10,915	24.63	268,836.45	
		PARKER HANNIFIN CORP	15,440	35.58	549,355.20	
		PENTAIR INC	8,052	23.33	187,853.16	
		PRECISION CASTPARTS CORP	12,800	53.37	683,136.00	
		QUANTA SERVICES INC	16,100	14.38	231,518.00	
		RAYTHEON COMPANY	38,574	47.31	1,824,935.94	
		ROCKWELL AUTOMATION INC	12,369	26.27	324,933.63	
		ROCKWELL COLLINS	14,280	31.31	447,106.80	
		ROPER INDUSTRIES	7,952	41.49	329,928.48	
		SEAGATE TECHNOLOGY ESCROW POSITION	200	0.00	0.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	SPX CORP	4,522	33.69	152,346.18	
		SUNPOWER CORP A	3,300	27.00	89,100.00	
		SUNPOWER CORP-CLASS B	3,600	17.97	64,692.00	
		TEREX CORP	8,664	11.81	102,321.84	
		TEXTRON	22,214	13.10	291,003.40	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	45,179	19.09	862,467.11	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	84,746	49.23	4,172,045.58	
		ALLIED WASTE INDUSTRIES INC	17,000	10.56	179,520.00	
		AVERY DENNISON CORP	8,597	29.41	252,837.77	
		CINTAS CORP	11,759	21.83	256,698.97	
		DONNELLEY (RR) & SONS	18,931	12.02	227,550.62	
		DUN & BRADSTREET CORP	4,967	71.73	356,282.91	
		EQUIFAX INC	11,010	23.31	256,643.10	
		FTI CONSULTING INC	4,700	45.04	211,688.00	
		IRON MOUNTAIN	17,067	20.51	350,044.17	
		MANPOWER	6,733	27.50	185,157.50	
		PITNEY BOWES INC	18,505	23.93	442,824.65	
		REPUBLIC SERVICES INC	16,197	23.64	382,897.08	
		ROBERT HALF INTL INC	12,736	18.32	233,323.52	
		STERICYCLE INC	7,900	61.13	482,927.00	
		WASTE MANAGEMENT INC	44,730	31.39	1,404,074.70	
		BURLINGTON NTHN SANTA FE	31,599	77.53	2,449,870.47	
		CH ROBINSON WORLDWIDE	15,600	51.38	801,528.00	
		CSX CORP	37,487	36.00	1,349,532.00	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	19,629	29.82	585,336.78	
		FEDEX CORP	26,914	64.79	1,743,758.06	
		HUNT(JB)TRANSPRT SVCS INC	7,500	24.18	181,350.00	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	34,246	50.12	1,716,409.52	
		SOUTHWEST AIRLINES CO	16,292	9.82	159,987.44	
		UNION PACIFIC CORP	46,814	56.33	2,637,032.62	
		UNITED PARCEL SERVICE -CL B	62,874	54.31	3,414,686.94	
		BORGWARNER INC	9,800	16.91	165,718.00	
		FORD MOTOR COMPANY	154,958	1.68	260,329.44	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	GENERAL MOTORS CORP	38,380	3.09	118,594.20	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	19,400	5.23	101,462.00	
		HARLEY-DAVIDSON	20,997	14.73	309,285.81	
		JOHNSON CONTROLS	54,458	14.65	797,809.70	
		BLACK & DECKER CORP	5,450	39.61	215,874.50	
		COACH INC	30,468	15.32	466,769.76	
		DR HORTON INC	24,052	5.56	133,729.12	
		EASTMAN KODAK CO	25,741	7.81	201,037.21	
		FORTUNE BRANDS INC	13,636	36.41	496,486.76	
		GARMIN	10,081	17.35	174,905.35	
		HASBRO INC	11,636	24.86	289,270.96	
		LEGGETT & PLATT INC	14,850	14.69	218,146.50	
		MATTEL	32,252	12.77	411,858.04	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	5,182	29.32	151,936.24	
		NEWELL RUBBERMAID	24,733	11.60	286,902.80	
		NIKE B	34,409	46.64	1,604,835.76	
		POLO RALPH LAUREN CORP A	5,010	36.31	181,913.10	
		PULTE CORP	18,685	9.10	170,033.50	
		STANLEY WORKS	5,980	30.59	182,928.20	
		TOLL BROTHERS INC	11,404	17.34	197,745.36	
		VF CORP	7,754	44.35	343,889.90	
		WHIRLPOOL CORP	6,465	37.53	242,631.45	
		APOLLO GROUP INC-CL A	13,092	68.99	903,217.08	
		BLOCK (H&R)	30,279	17.83	539,874.57	
		CARNIVAL CORP	39,840	18.80	748,992.00	
		DARDEN RESTAURANTS	11,239	16.53	185,780.67	
		INT'L GAME TECHNOLOGY	27,630	10.04	277,405.20	
		LAS VEGAS SANDS CORP	28,657	6.26	179,392.82	
		MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL-A	25,213	14.98	377,690.74	
		MCDONALD'S CORP	103,959	56.51	5,874,723.09	
		MGM MIRAGE	8,283	10.65	88,213.95	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	11,879	9.50	112,850.50	
		STARBUCKS CORP	66,749	8.38	559,356.62	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	16,642	14.28	237,647.76	
		TIM HORTONS INC	16,454	22.40	368,569.60	
		WYNN RESORTS LTD	5,244	38.92	204,096.48	
		YUM! BRANDS INC	43,199	25.37	1,095,958.63	
		CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	20,799	13.59	282,658.41	
		CBS CORP CL B	52,491	6.07	318,620.37	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	83,510	14.62	1,220,916.20	
		COMCAST CORP-CL A	179,974	15.42	2,775,199.08	
		DIRECTV GROUP INC/THE	62,673	20.37	1,276,649.01	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	12,261	12.49	153,139.89	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	11,961	11.86	141,857.46	
		DISH NETWORK CORP-A	18,751	10.53	197,448.03	
		DISNEY (WALT) CO	165,994	20.67	3,431,095.98	
		GANNETT CO	19,374	7.78	150,729.72	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	39,965	3.31	132,284.15	
		LAMAR ADVERTISING CO	6,245	13.10	81,809.50	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	13,889	13.11	182,084.79	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	13,643	12.99	177,222.57	
		LIBERTY MEDIA CORP-ENT SER A	45,364	13.51	612,867.64	
		MCGRAW-HILL COS	28,552	21.87	624,432.24	
		NEWS CORP CLASS B	39,179	6.88	269,551.52	
		NEWS CORP INC CL A WHEN ISS	165,953	6.70	1,111,885.10	
		OMNICOM GROUP	29,335	24.85	728,974.75	
		SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	7,500	23.88	179,100.00	
		TIME WARNER CABLE-A	16,127	19.49	314,315.23	
		TIME WARNER INC	328,180	8.40	2,756,712.00	
		VIACOM INC CLSS B	50,119	15.11	757,298.09	
		VIRGIN MEDIA INC	23,847	4.69	111,842.43	
		WASHINGTON POST -CL B	520	393.75	204,750.00	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	7,377	15.98	117,884.46	
		ADVANCE AUTO PARTS	8,835	26.55	234,569.25	
		AMAZON COM INC	29,374	38.44	1,129,136.56	
		AMERICAN EAGLE OUTF.	15,772	8.37	132,011.64	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AUTOZONE INC	3,982	107.16	426,711.12	
		BED BATH & BEYOND INC	23,130	19.57	452,654.10	
		BEST BUY COMPANY INC	32,066	20.97	672,424.02	
		CARMAX INC	18,718	8.09	151,428.62	
		DOLLAR TREE INC	8,300	37.58	311,914.00	
		EXPEDIA INC	16,682	7.06	117,774.92	
		FAMILY DOLLAR STORES	12,200	27.34	333,548.00	
		GAMESTOP CORP A	13,800	22.21	306,498.00	
		GAP	45,633	10.95	499,681.35	
		GENUINE PARTS CO	14,555	36.86	536,497.30	
		HOME DEPOT	156,097	20.71	3,232,768.87	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	18,830	16.46	309,941.80	
		KOHL'S CORP	26,946	28.13	757,990.98	
		LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	50,360	3.13	157,626.80	
		LIMITED BRANDS INC	26,227	8.33	218,470.91	
		LOWE'S COMPANIES	134,113	19.10	2,561,558.30	
		MACY'S INC	37,586	6.09	228,898.74	
		NORDSTROM INC	14,600	10.38	151,548.00	
		PETSMART INC	10,865	15.06	163,626.90	
		PRICELINE.COM INC	3,100	56.81	176,111.00	
		ROSS STORES INC	11,937	25.48	304,154.76	
		SEARS HOLDINGS CORP	6,492	30.19	195,993.48	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	8,985	54.47	489,412.95	
		STAPLES	64,071	16.94	1,085,362.74	
		TARGET CORP	68,701	30.06	2,065,152.06	
		TIFFANY & CO	11,184	19.72	220,548.48	
		TJX COMPANIES INC	38,900	20.05	779,945.00	
		URBAN OUTFITTERS INC	9,900	14.94	147,906.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	40,036	46.76	1,872,083.36	
		CVS CAREMARK CORPORATION	132,076	28.82	3,806,430.32	
		KROGER CO	57,228	26.98	1,544,011.44	
		SAFEWAY INC	40,144	20.75	832,988.00	
		SUPERVALU INC	18,153	11.84	214,931.52	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	SYSCO CORP	54,845	23.04	1,263,628.80	
		WAL-MART STORES	217,748	52.72	11,479,674.56	
		WALGREEN CO	90,796	23.73	2,154,589.08	
		WHOLE FOODS MARKET INC	12,477	9.33	116,410.41	
		ALTRIA GROUP INC	192,060	16.96	3,257,337.60	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND	53,181	25.79	1,371,537.99	
		BROWN FORMAN B	7,317	48.10	351,947.70	
		BUNGE LIMITED	10,883	39.52	430,096.16	
		CAMPBELL SOUP CO (US)	20,935	37.58	786,737.30	
		COCA-COLA CO	191,151	43.49	8,313,156.99	
		COCA-COLA ENTERPRISES	26,100	9.08	236,988.00	
		CONAGRA FOODS INC	44,712	15.55	695,271.60	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	17,128	12.19	208,790.32	
		DEAN FOODS CO	12,920	14.10	182,172.00	
		DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	22,525	16.63	374,590.75	
		GENERAL MILLS	30,535	65.33	1,994,851.55	
		HANSEN NATURAL CORP	6,400	25.50	163,200.00	
		HEINZ (H.J) CO	28,791	41.23	1,187,052.93	
		HORMEL FOODS CORP	6,400	28.07	179,648.00	
		JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	10,800	39.17	423,036.00	
		KELLOGG CO	24,200	47.10	1,139,820.00	
		KRAFT FOODS INC-A	133,488	27.12	3,620,194.56	
		LORILLARD INC	15,913	62.35	992,175.55	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,270	30.82	316,521.40	
		MOLSON COORS BREWING CO -B	11,000	43.03	473,330.00	
		PEPSI BOTTLING GROUP INC	12,700	19.19	243,713.00	
		PEPSICO INC USD COM	145,023	53.14	7,706,522.22	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	193,060	38.55	7,442,463.00	
		RALCORP HOLDINGS INC	5,200	67.98	353,496.00	
		REYNOLDS AMERICAN INC	16,300	44.95	732,685.00	
		SARA LEE CORP	64,891	9.43	611,922.13	
		THE HERSHEY COMPANY	14,118	34.70	489,894.60	
		TYSON FOODS INC-CL A	24,748	5.01	123,987.48	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	UST INC	13,600	69.00	938,400.00	
		AVON PRODUCTS	39,185	22.31	874,217.35	
		CHURCH&DWIGHT CO INC	6,100	58.60	357,460.00	
		CLOROX CO	12,678	61.27	776,781.06	
		COLGATE-PALMOLIVE CO	46,600	64.05	2,984,730.00	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	4,830	36.88	178,130.40	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	9,233	29.15	269,141.95	
		KIMBERLY-CLARK CORP	38,385	58.15	2,232,087.75	
		PROCTER & GAMBLE CO	271,146	64.25	17,421,130.50	
		AETNA INC NEW	44,233	23.29	1,030,186.57	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	14,353	30.82	442,359.46	
		BARD (C.R.) INC	9,087	80.92	735,320.04	
		BAXTER INTERNATIONAL	57,586	57.30	3,299,677.80	
		BECKMAN COULTER INC	5,383	46.50	250,309.50	
		BECTON DICKINSON & CO	22,271	66.03	1,470,554.13	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	123,515	7.26	896,718.90	
		CARDINAL HEALTH INC	32,550	34.04	1,108,002.00	
		CIGNA CORP	24,899	12.55	312,482.45	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	13,543	12.25	165,901.75	
		COVIDIEN LTD	46,179	37.35	1,724,785.65	
		DAVITA INC	9,345	52.18	487,622.10	
		DENTSPLY INTERNATIONAL INC	12,622	28.69	362,125.18	
		EXPRESS SCRIPTS INC	19,495	57.08	1,112,774.60	
		HEALTH NET INC	9,151	9.28	84,921.28	
		HENRY SCHEIN INC	8,100	39.94	323,514.00	
		HOLOGIC INC	22,826	13.58	309,977.08	
		HOSPIRA INC	14,241	29.16	415,267.56	
		HUMANA	15,000	30.19	452,850.00	
		IMS HEALTH INC	15,353	11.75	180,397.75	
		INTUITIVE SURGICAL	3,500	123.51	432,285.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	9,902	63.60	629,767.20	
		MCKESSON CORP	25,405	33.78	858,180.90	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	46,208	39.78	1,838,154.24	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	MEDTRONIC INC	103,564	31.60	3,272,622.40	
		PATTERSON COS INC	8,819	21.70	191,372.30	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	15,174	46.82	710,446.68	
		ST JUDE MEDICAL INC	31,070	30.56	949,499.20	
		STRYKER CORP	26,264	40.83	1,072,359.12	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	112,714	19.03	2,144,947.42	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	11,239	39.57	444,727.23	
		WELLPOINT INC	47,996	33.98	1,630,904.08	
		ZIMMER HOLDINGS INC	21,096	39.81	839,831.76	
		ABBOTT LABORATORIES	141,801	56.57	8,021,682.57	
		ALLERGAN INC	28,000	35.36	990,080.00	
		AMGEN INC	99,878	56.34	5,627,126.52	
		AMYLIN PHARMACEUTICALS	11,677	7.22	84,307.94	
		APPLIED BIOSYSTEMS INC	14,394	29.24	420,880.56	
		BARR PHARMACEUTICALS	9,500	65.04	617,880.00	
		BIOGEN IDEC INC	26,586	43.80	1,164,466.80	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	181,541	20.49	3,719,775.09	
		CELGENE CORP	41,875	57.57	2,410,743.75	
		CEPHALON	6,064	75.58	458,317.12	
		CHARLES RIVER LABS INTL	5,793	23.76	137,641.68	
		COVANCE	5,409	37.68	203,811.12	
		FOREST LABORATORIES INC	28,000	22.91	641,480.00	
		GENENTECH INC	43,714	80.63	3,524,659.82	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	24,674	70.31	1,734,828.94	
		GILEAD SCIENCES INC	84,617	45.22	3,826,380.74	
		ILLUMINA INC	11,200	23.37	261,744.00	
		IMCLONE SYSTEMS	5,600	69.90	391,440.00	
		INVITROGEN CORP	7,958	25.02	199,109.16	
		JOHNSON & JOHNSON	256,848	60.89	15,639,474.72	
		LILLY (ELI) & CO	93,838	33.34	3,128,558.92	
		MERCK & CO	196,864	26.13	5,144,056.32	
		MILLIPORE CORP	4,922	50.69	249,496.18	
		PERRIGO CO	7,300	33.78	246,594.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	PFIZER	620,164	16.29	10,102,471.56	
		PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVELOPMENT INC	9,600	23.39	224,544.00	
		SCHERING-PLOUGH CORP	148,700	15.74	2,340,538.00	
		THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	38,106	32.02	1,220,154.12	
		VERTEX PHARMACEUTICALS	13,245	26.32	348,608.40	
		WARNER CHILCOTT LTD-CLASS A	4,500	13.82	62,190.00	
		WATERS CORPORATION	8,937	38.40	343,180.80	
		WYETH	122,309	35.50	4,341,969.50	
		ASSOCIATED BANC-CORP	10,808	18.11	195,732.88	
		BB&T CORPORATION	50,584	26.55	1,343,005.20	
		COMERICA	13,420	21.52	288,798.40	
		FIFTH THIRD BANCORP	45,937	9.32	428,132.84	
		HUDSON CITY BANCORP INC	42,817	17.38	744,159.46	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	29,754	7.49	222,857.46	
		KEYCORP	45,492	9.49	431,719.08	
		M & T BANK CORP	6,357	61.10	388,412.70	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	20,789	14.49	301,232.61	
		NATIONAL CITY CORP	64,418	2.10	135,277.80	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	29,063	13.75	399,616.25	
		PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	31,957	17.90	572,030.30	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	31,551	55.45	1,749,502.95	
		REGIONS FINANCIAL CORP	63,963	9.59	613,405.17	
		SOVEREIGN BANCORP INC	46,420	2.23	103,516.60	
		SUNTRUST BANKS	30,397	31.12	945,954.64	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	25,800	7.79	200,982.00	
		TFS FINANCIAL CORP	5,000	13.25	66,250.00	
		US BANCORP COM	159,675	25.73	4,108,437.75	
		WACHOVIA CORP	198,066	5.26	1,041,827.16	
		WELLS FARGO COMPANY	325,928	27.20	8,865,241.60	
		ZIONS BANCORPORATION	9,553	29.45	281,335.85	
		AMERICAN CAPITAL LTD	17,369	6.30	109,424.70	
		AMERICAN EXPRESS	95,625	19.38	1,853,212.50	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	19,808	16.00	316,928.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	BANK OF AMERICA CORP	451,554	15.19	6,859,105.26	
		BANK OF NEW YORK MELLON CORP	104,864	28.64	3,003,304.96	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	34,240	29.25	1,001,520.00	
		CITIGROUP INC	500,922	8.36	4,187,707.92	
		CME GROUP INC	5,548	186.91	1,036,976.68	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	38,510	8.06	310,390.60	
		FRANKLIN RESOURCES INC	15,208	53.89	819,559.12	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	35,865	62.03	2,224,705.95	
		INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	5,056	64.73	327,274.88	
		INVESCO LTD	34,442	11.15	384,028.30	
		JANUS CAPITAL GROUP INC	13,821	6.27	86,657.67	
		JPMORGAN CHASE & CO	338,902	32.14	10,892,310.28	
		LEGG MASON INC	11,923	16.20	193,152.60	
		LEUCADIA NATIONAL CORP	16,496	17.54	289,339.84	
		MERRILL LYNCH & CO	142,839	11.40	1,628,364.60	
		MOODY S CORPORATION	18,562	19.11	354,719.82	
		MORGAN STANLEY	90,867	12.03	1,093,130.01	
		NORTHERN TRUST CORP	18,122	43.57	789,575.54	
		NYSE EURONEXT	11,833	22.59	267,307.47	
		SCHWAB (CHARLES) CORP	90,065	15.74	1,417,623.10	
		SEI INVESTMENTS CO	11,500	15.43	177,445.00	
		SLM CORP	41,598	6.17	256,659.66	
		STATE STREET CORP	39,676	35.76	1,418,813.76	
		T ROWE PRICE GROUP INC	22,596	29.23	660,481.08	
		TD AMERITRADE HOLDING CO	21,200	11.55	244,860.00	
		THE NASDAQ OMX GROUP	12,500	19.65	245,625.00	
		ACE LTD	30,408	50.41	1,532,867.28	
		AFLAC	43,394	39.62	1,719,270.28	
		ALLSTATE CORP	47,778	24.85	1,187,283.30	
		AMERICAN INT'L GROUP	213,800	1.95	416,910.00	
		AON CORP	24,685	42.84	1,057,505.40	
		ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,900	65.12	253,968.00	
		ASSURANT	10,900	16.99	185,191.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AXIS CAPITAL HOLDINGS	12,576	25.17	316,537.92	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	920	3,125.00	2,875,000.00	
		CHUBB CORP	33,323	47.67	1,588,507.41	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,838	26.36	364,769.68	
		EVEREST RE GROUP LTD	5,555	66.92	371,740.60	
		FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	17,180	9.37	160,976.60	
		FIRST AMERICAN CORP	7,000	19.47	136,290.00	
		GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	36,655	1.12	41,053.60	
		HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	27,917	9.64	269,119.88	
		LINCOLN NATIONAL CORP	22,963	12.16	279,230.08	
		LOEWS CORP	29,966	26.18	784,509.88	
		MARSH & MCLENNAN COS	46,628	23.56	1,098,555.68	
		METLIFE INC	71,798	20.72	1,487,654.56	
		NATIONWIDE FINL SERV A	3,950	49.18	194,261.00	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	19,530	9.19	179,480.70	
		PARTNERRE LTD	5,015	63.92	320,558.80	
		PHILADELPHIA CONS HLDG CO	5,600	60.33	337,848.00	
		PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	23,090	14.31	330,417.90	
		PROGRESSIVE CORP	59,057	14.17	836,837.69	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	39,582	19.91	788,077.62	
		RENAISSANCERE HOLDING LTD	5,171	42.94	222,042.74	
		TORCHMARK CORP	8,274	34.23	283,219.02	
		TRAVELERS COS INC/THE	55,408	41.39	2,293,337.12	
		UNUM GROUP	30,729	14.08	432,664.32	
		WHITE MOUNTAINS INSURANCE GROUP	700	273.42	191,394.00	
		WILLIS GROUP HOLDING LTD	14,982	24.23	363,013.86	
		WR BERKLEY CORP	13,930	28.13	391,850.90	
		XL CAPITAL LTD - CLASS A	25,931	6.11	158,438.41	
		FOREST CITY ENTERPRISES-CL A	5,382	5.69	30,623.58	
		ACCENTURE LTD-CL A	55,336	28.55	1,579,842.80	
		ACTIVISION BLIZZARD INC	54,568	10.11	551,682.48	
		ADOBE SYSTEMS	48,513	22.64	1,098,334.32	
		AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	8,302	39.25	325,853.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	AKAMAI TECHNOLOGIES	14,344	11.90	170,693.60	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS	7,100	40.72	289,112.00	
		AUTODESK INC	19,904	19.15	381,161.60	
		AUTOMATIC DATA PROCESS	47,301	35.22	1,665,941.22	
		BMC SOFTWARE	17,005	24.66	419,343.30	
		CA INC	38,161	15.27	582,718.47	
		CITRIX SYSTEMS INC	16,346	22.59	369,256.14	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	25,730	16.66	428,661.80	
		COMPUTER SCIENCES CORP	13,520	27.95	377,884.00	
		DST SYSTEMS INC	3,409	35.41	120,712.69	
		EBAY INC	102,112	12.30	1,255,977.60	
		ELECTRONIC ARTS	29,217	18.45	539,053.65	
		FIDELITY NATIONAL INFORMATION	17,438	15.36	267,847.68	
		FISERV INC	14,542	31.98	465,053.16	
		GOOGLE INC-CL A	22,022	297.42	6,549,783.24	
		INTUIT INC	28,005	21.27	595,666.35	
		MASTERCARD INC-CLASS A	8,121	141.40	1,148,309.40	
		MCAFFEE INC	14,400	28.57	411,408.00	
		MICROSOFT CORP	763,244	19.62	14,974,847.28	
		ORACLE CORP	379,894	17.02	6,465,795.88	
		PAYCHEX INC	29,783	25.74	766,614.42	
		SAIC INC	8,000	18.65	149,200.00	
		SALESFORCE.COM	9,500	23.80	226,100.00	
		SYMANTEC CORP	77,100	12.40	956,040.00	
		SYNOPSYS INC	12,672	16.31	206,680.32	
		TOTAL SYSTEM SERVICES INC	14,364	12.29	176,533.56	
		VERISIGN INC	17,350	19.00	329,650.00	
		VISA INC-CLASS A SHARES	41,100	54.64	2,245,704.00	
		VMWARE INC-CLASS A	3,700	20.51	75,887.00	
		WESTERN UNION	67,494	12.05	813,302.70	
		YAHOO! INC	119,460	11.55	1,379,763.00	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	33,449	19.00	635,531.00	
		AMPHENOL CORP-CL A	15,649	21.83	341,617.67	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	APPLE INC	81,532	89.91	7,330,542.12	
		ARROW ELECTRONICS	10,446	14.52	151,675.92	
		AVNET	12,723	14.20	180,666.60	
		CISCO SYSTEMS	543,386	16.45	8,938,699.70	
		CORNING	143,676	8.39	1,205,441.64	
		DELL INC	165,929	10.60	1,758,847.40	
		DOLBY LABORATORIES INC-CL A	4,800	26.71	128,208.00	
		EMC CORP	188,583	10.20	1,923,546.60	
		FLEXTRONICS INTL LTD	74,622	2.65	197,748.30	
		FLIR SYSTEMS INC	12,200	30.75	375,150.00	
		HARRIS CORP	12,000	31.56	378,720.00	
		HEWLETT-PACKARD CO	226,887	33.59	7,621,134.33	
		IBM CORP	125,288	80.08	10,033,063.04	
		JUNIPER NETWORKS INC	50,019	14.66	733,278.54	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	8,170	24.92	203,596.40	
		MOTOROLA	205,787	3.90	802,569.30	
		NETAPP INC	30,664	12.74	390,659.36	
		QUALCOMM	151,012	31.81	4,803,691.72	
		SANDISK CORP	20,001	7.07	141,407.07	
		SEAGATE TECHNOLOGY	43,248	4.32	186,831.36	
		SUN MICROSYSTEMS INC	69,754	3.71	258,787.34	
		TERADATA CORP	15,200	12.41	188,632.00	
		TYCO ELECTRONICS LTD	45,579	14.56	663,630.24	
		WESTERN DIGITAL	18,941	12.64	239,414.24	
		XEROX CORP	79,720	6.06	483,103.20	
		AMERICAN TOWER CORP-CL A	36,170	24.06	870,250.20	
		AT & T INC	541,540	26.57	14,388,717.80	
		CENTURYTEL INC	8,900	25.89	230,421.00	
		CROWN CASTLE INTL CORP	23,941	13.11	313,866.51	
		EMBARQ CORPORATION	13,138	31.18	409,642.84	
		LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	131,495	0.90	118,345.50	
		METROPCS COMMUNICATIONS	17,900	12.00	214,800.00	
		NII HOLDINGS INC	14,963	15.34	229,532.42	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	QWEST COMMUNICATIONS INTL	140,420	2.86	401,601.20	
		SPRINT NEXTEL CORP	254,661	2.15	547,521.15	
		TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	4,528	29.72	134,572.16	
		VERIZON COMMUNICATIONS	262,042	28.50	7,468,197.00	
		WINDSTREAM CORP	39,900	8.52	339,948.00	
		AES CORPORATION	59,916	8.04	481,724.64	
		ALLEGHENY ENERGY INC	15,000	29.28	439,200.00	
		ALLIANT ENERGY CORP	9,838	31.11	306,060.18	
		AMEREN CORPORATION	19,275	33.54	646,483.50	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	36,866	30.46	1,122,938.36	
		AQUA AMERICA	12,370	20.32	251,358.40	
		CENTERPOINT ENERGY INC	29,886	11.98	358,034.28	
		CONSOLIDATED EDISON INC	25,048	39.35	985,638.80	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	15,930	24.16	384,868.80	
		DOMINION RESOURCES INC	53,366	36.08	1,925,445.28	
		DTE ENERGY	14,584	36.19	527,794.96	
		DUKE ENERGY CORP	115,352	15.68	1,808,719.36	
		DYNEGY INC-CL A	44,821	2.31	103,536.51	
		EDISON INTERNATIONAL	28,404	32.20	914,608.80	
		ENERGEN CORP	5,800	29.66	172,028.00	
		ENERGY CORP	17,511	79.13	1,385,645.43	
		EQUITABLE RESOURCES INC	11,343	29.67	336,546.81	
		EXELON CORP	60,209	51.12	3,077,884.08	
		FIRSTENERGY CORP	27,833	54.00	1,502,982.00	
		FPL GROUP	35,333	46.63	1,647,577.79	
		INTEGRYS ENERGY GROUP INC	7,000	43.45	304,150.00	
		MDU RESOURCES GROUP	16,000	18.71	299,360.00	
		MIRANT CORP	17,701	16.56	293,128.56	
		NISOURCE INC	24,495	11.58	283,652.10	
		NRG ENERGY	20,000	22.09	441,800.00	
		ONEOK INC	8,400	27.35	229,740.00	
		PEPCO HOLDINGS INC	19,869	17.70	351,681.30	
		PG&E CORP	33,271	37.04	1,232,357.84	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	PINNACLE WEST CAPITAL	9,250	28.98	268,065.00	
		PPL CORPORATION	34,225	32.67	1,118,130.75	
		PROGRESS ENERGY INC	22,770	38.76	882,565.20	
		PUBLIC SV ENTERPRISE CO	46,342	29.11	1,349,015.62	
		QUESTAR CORP	15,473	29.03	449,181.19	
		RELIANT RESOURCES INC	29,561	4.92	145,440.12	
		SCANA CORP	10,191	34.89	355,563.99	
		SEMPRA ENERGY	21,797	41.50	904,575.50	
		SOUTHERN CO	70,388	35.00	2,463,580.00	
		WISCONSIN ENERGY CORP	10,465	42.31	442,774.15	
		XCEL ENERGY INC	39,653	17.95	711,771.35	
		ADVANCED MICRO DEVICES	51,840	2.50	129,600.00	
		ALTERA CORPORATION	26,738	14.40	385,027.20	
		ANALOG DEVICES	25,921	18.75	486,018.75	
		APPLIED MATERIALS	123,538	9.50	1,173,611.00	
		BROADCOM CORP-CL A	40,983	14.38	589,335.54	
		INTEL CORP	523,774	13.11	6,866,677.14	
		KLA-TENCOR CORPORATION	15,184	16.81	255,243.04	
		LAM RESEARCH CORP	10,613	16.50	175,114.50	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	19,782	20.67	408,893.94	
		LSI CORP	56,818	2.82	160,226.76	
		MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	47,233	5.55	262,143.15	
		MEMC ELECTRONIC MATRLS	20,280	13.68	277,430.40	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	16,530	19.04	314,731.20	
		MICRON TECHNOLOGY	64,951	2.46	159,779.46	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	21,634	10.82	234,079.88	
		NVIDIA CORP	47,014	6.79	319,225.06	
		TEXAS INSTRUMENTS	121,331	15.83	1,920,669.73	
		XILINX INC	24,931	15.91	396,652.21	
	計	銘柄数 :	588		717,169,215.35	
					(69,242,687,742)	
		組入時価比率 :	55.7%		57.2%	
	カナダドル	ADDAX PETROLEUM	7,300	15.15	110,595.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	ARC ENERGY TRUST	8,920	18.89	168,498.80	
		CAMECO CORP	30,554	17.94	548,138.76	
		CANADIAN NAT RESOURCES	49,610	46.57	2,310,337.70	
		CANADIAN OIL SANDS TRUST	21,586	24.74	534,037.64	
		CRESCENT POINT ENERGY TRUST	5,600	25.68	143,808.00	
		ENBRIDGE INC	32,063	37.50	1,202,362.50	
		ENCANA CORP	68,722	52.59	3,614,089.98	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	14,676	28.29	415,184.04	
		ENSIGN ENERGY SERVICES	11,100	12.60	139,860.00	
		HARVEST ENERGY TRUST	12,359	13.25	163,756.75	
		HUSKY ENERGY INC	23,400	34.75	813,150.00	
		IMPERIAL OIL	28,450	36.08	1,026,476.00	
		NEXEN INC	43,700	18.76	819,812.00	
		NIKO RESOURCES	3,725	47.70	177,682.50	
		PENN WEST ENERGY TRUST	34,414	18.35	631,496.90	
		PETRO-CANADA	44,153	25.40	1,121,486.20	
		PRECISION DRILLING TRUST	4,350	11.36	49,416.00	
		PROVIDENT ENERGY TRUST	21,657	6.29	136,222.53	
		SUNCOR ENERGY	85,958	23.25	1,998,523.50	
		TALISMAN ENERGY	92,920	10.46	971,943.20	
		TRANSCANADA CORP	53,364	32.85	1,753,007.40	
		TRICAN WELL SERVICE	10,950	9.05	99,097.50	
		AGNICO-EAGLE MINES	13,250	37.55	497,537.50	
		AGRIUM	14,520	38.36	556,987.20	
		BARRICK GOLD CORP	79,573	25.75	2,049,004.75	
		ELDORADO GOLD CORP	29,500	5.55	163,725.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS	5,800	18.81	109,098.00	
		GERDAU AMERISTEEL CORP	13,400	4.55	60,970.00	
		GOLDCORP INC	66,362	24.10	1,599,324.20	
		INMET MINING CORP	3,900	19.18	74,802.00	
		IVANHOE MINES LTD	18,250	2.52	45,990.00	
		KINROSS GOLD CORP	60,407	14.78	892,815.46	
		METHANEX CORP	8,094	13.85	112,101.90	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	NOVA CHEMICALS CORP	7,100	10.53	74,763.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	6,850	12.40	84,940.00	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	28,700	86.10	2,471,070.00	
		SHERRITT INTERNATIONAL CORP	24,900	2.56	63,744.00	
		SILVER WHEATON CORP	19,100	3.52	67,232.00	
		SINO-FOREST CORPORATION	13,300	6.65	88,445.00	
		TECK COMINCO LIMITED-CL B	41,825	6.12	255,969.00	
		YAMANA GOLD	57,453	4.90	281,519.70	
		BOMBARDIER B	131,552	4.11	540,678.72	
		CAE	22,550	7.00	157,850.00	
		FINNING INTERNATIONAL INC	15,300	13.16	201,348.00	
		SNC-LAVALIN GROUP INC	13,488	31.42	423,792.96	
		RITCHIE BROS. AUCTIONEER	8,500	21.20	180,200.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	43,642	45.46	1,983,965.32	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	14,050	41.68	585,604.00	
		MAGNA INTERNATIONAL A	9,400	31.63	297,322.00	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	9,800	24.26	237,748.00	
		ASTRAL MEDIA	4,446	23.54	104,658.84	
		GROUPE AEROPLAN INC	17,100	7.64	130,644.00	
		SHAW COMMUNICATIONS INC-B	31,840	21.50	684,560.00	
		THOMSON REUTERS CORP	20,650	29.13	601,534.50	
		YELLOW PAGES INCOME FUND	21,588	6.88	148,525.44	
		CANADIAN TIRE CORP A	6,992	42.15	294,712.80	
		ALIMENTATION COUCHE-T. B	11,617	15.96	185,407.32	
		EMPIRE CO A	1,200	47.25	56,700.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	10,100	31.13	314,413.00	
		METRO A	8,900	33.00	293,700.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	18,835	44.04	829,493.40	
		WESTON (GEORGE)	4,739	62.40	295,713.60	
		SAPUTO INC	13,256	23.44	310,720.64	
		BIOVAIL CORPORATION	12,350	10.15	125,352.50	
		MDS INC	10,387	10.12	105,116.44	
		BANK MONTREAL	46,427	40.50	1,880,293.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	カナダドル	BANK NOVA SCOTIA	90,551	37.17	3,365,780.67	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	34,722	50.88	1,766,655.36	
		NATIONAL BANK OF CANADA	14,529	43.25	628,379.25	
		ROYAL BANK OF CANADA	123,101	43.54	5,359,817.54	
		TORONTO-DOMINION BANK	74,411	52.18	3,882,765.98	
		CI FINANCIAL INCOME FUND	5,526	13.50	74,601.00	
		IGM FINANCIAL INC	10,550	34.17	360,493.50	
		ONEX CORPORATION	8,385	16.60	139,191.00	
		TMX GROUP INC	6,954	27.36	190,261.44	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS	1,638	338.99	555,265.62	
		GREAT-WEST LIFE CO INC	24,621	25.43	626,112.03	
		INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANCE	7,400	26.60	196,840.00	
		ING CANADA	2,800	29.16	81,648.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	137,596	22.36	3,076,646.56	
		POWER CORP OF CANADA	31,599	25.60	808,934.40	
		POWER FINANCIAL CORP	22,673	27.74	628,949.02	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	51,300	23.74	1,217,862.00	
		BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	45,062	18.62	839,054.44	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	18,325	9.29	170,239.25	
		CGI GROUP INC	24,342	8.93	217,374.06	
		RESEARCH IN MOTION	46,564	58.00	2,700,712.00	
		BCE INC	24,269	38.35	930,716.15	
		MANITOBA TELECOM SVCS.	2,000	43.45	86,900.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	45,690	33.66	1,537,925.40	
		TELUS CORPORATION	4,150	38.52	159,858.00	
		TELUS CORPORATION NON VTG	13,052	35.90	468,566.80	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	7,576	41.00	310,616.00	
		FORTIS	14,391	25.96	373,590.36	
		TRANSALTA CORP	17,809	23.05	410,497.45	
	計	銘柄数 :	96		70,635,329.87	
					(5,544,873,394)	
		組入時価比率 :	4.5%		4.6%	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	ENI SPA	238,773	17.79	4,247,771.67	
		FUGRO CERT	5,149	24.84	127,901.16	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B	17,727	8.75	155,111.25	
		GENERALE GEOPHYSIQUE	11,048	11.55	127,604.40	
		HELLENIC PETROLEUM SA	10,906	5.50	59,983.00	
		NESTE OIL OYJ	10,950	10.93	119,683.50	
		OMV AG	14,638	22.11	323,646.18	
		REPSOL YPF.SA	66,829	14.46	966,347.34	
		SAIPEM ORD	23,488	14.51	340,810.88	
		SARAS	30,593	3.09	94,608.85	
		SBM OFFSHORE NV	12,721	12.77	162,447.17	
		TECHNIP S.A.	9,098	21.60	196,516.80	
		TENARIS	43,400	9.34	405,356.00	
		TOTAL SA	198,136	40.76	8,076,023.36	
		ACERINOX SA	12,732	9.89	125,919.48	
		AIR LIQUIDE	22,783	66.98	1,526,005.34	
		AKZO NOBEL	24,800	27.70	686,960.00	
		ARCELORMITTAL	79,728	16.57	1,321,092.96	
		BASF SE	86,764	25.43	2,206,408.52	
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	22,959	3.45	79,208.55	
		CRH	47,613	16.75	797,898.65	
		ERAMET	443	119.89	53,111.27	
		HEIDELBERGCEMENT AG	2,135	39.88	85,143.80	
		IMERYS SA	2,427	29.30	71,111.10	
		ITALCEMENTI ORD	6,320	7.68	48,537.60	
		ITALCEMENTI SPA-RNC	9,405	4.53	42,604.65	
		K & S	13,620	32.17	438,155.40	
		KONINKLIJKE DSM NV	12,072	19.85	239,689.56	
		LAFARGE (FRANCE)	13,382	41.27	552,342.05	
		LINDE	12,231	61.84	756,365.04	
		OUTOKUMPU A	10,463	6.97	72,927.11	
		RAUTARUUKKI OYJ	7,463	11.03	82,316.89	
		SALZGITTER	3,666	44.74	164,016.84	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	SOLVAY	5,260	63.37	333,326.20	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	51,884	6.52	338,283.68	
		THYSSENKRUPP AG	33,030	13.55	447,556.50	
		TITAN CEMENT CO. S.A.	4,930	12.48	61,526.40	
		UMICORE	10,544	13.26	139,866.16	
		UPM-KYMMENE	47,685	10.94	521,673.90	
		VOESTALPINE AG	10,268	14.51	148,988.68	
		WACKER CHEMIE	1,336	73.83	98,636.88	
		ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	17,799	28.80	512,611.20	
		ALSTOM	19,378	36.92	715,435.76	
		BOSKALIS WESTMINSTER CVA	4,763	22.23	105,881.49	
		BOUYGUES ORD	22,254	28.00	623,112.00	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	25,893	26.96	698,204.74	
		EIFFAGE	3,184	29.29	93,259.36	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	29,046	11.72	340,419.12	
		FINMECCANICA SPA	37,123	8.79	326,311.17	
		FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	3,903	26.45	103,234.35	
		GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	16,278	12.14	197,614.92	
		GEA GROUP	13,353	11.00	146,883.00	
		GRUPO FERROVIAL	5,391	19.65	105,933.15	
		HOCHTIEF	3,726	27.66	103,061.16	
		KONE OYJ	13,665	14.66	200,328.90	
		LEGRAND	7,828	11.62	90,961.36	
		MAN STAMM	9,380	31.85	298,753.00	
		METSO CORP	10,897	9.90	107,880.30	
		PHILIPS ELECTRONICS NV	93,857	13.60	1,276,455.20	
		PRYSMIAN	9,606	8.01	76,944.06	
		Q-CELLS SE	5,170	22.95	118,651.50	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	6,801	6.73	45,770.73	
		SAFRAN S.A.	16,029	9.53	152,756.37	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	20,141	45.59	918,228.19	
		SIEMENS AG	79,654	42.41	3,378,126.14	
		SOLARWORLD	7,100	16.32	115,872.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	STRABAG SE BR	4,382	13.00	56,966.00	
		THALES	7,962	30.67	244,194.54	
		VALLOUREC	4,864	83.19	404,636.16	
		VINCI S.A.	38,597	27.00	1,042,119.00	
		WARTSILA OYJ	7,160	16.92	121,147.20	
		WENDEL	2,365	33.16	78,423.40	
		WIENERBERGER AG	7,170	9.70	69,549.00	
		ZARDOYA OTIS SA	10,742	13.05	140,183.10	
		ZODIAC SA	3,562	28.67	102,122.54	
		BIC	2,389	41.41	98,928.49	
		BUREAU VERITAS SA	3,467	27.37	94,891.79	
		RANDSTAD HOLDING NV	8,436	14.75	124,473.18	
		SUEZ ENVIRONNEMENT SA	23,895	13.20	315,414.00	
		ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	23,919	12.66	302,814.54	
		ADP	2,515	42.87	107,818.05	
		AIR FRANCE-KLM	11,539	9.96	114,928.44	
		ATLANTIA SPA	22,977	13.36	306,972.72	
		BRISA	25,624	6.19	158,612.56	
		CINTRA CONCESIONES-RTS	18,351	0.33	6,055.83	
		CINTRA CONCESIONS DE INFRAE	20,905	6.56	137,136.80	
		DEUTSCHE LUFTHANZA	20,425	9.64	196,999.12	
		DEUTSCHE POST AG-REG	77,156	9.95	768,087.98	
		FRAPORT	3,128	26.73	83,611.44	
		HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK	2,171	25.91	56,250.61	
		IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	42,511	1.67	70,993.37	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	912	2.66	2,430.48	
		SOCIETE DES AUTOROUTES	1,000	51.15	51,150.00	
		TNT NV	34,597	15.90	550,265.28	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	30,207	21.80	658,663.63	
		BMW VORZUG	4,458	16.69	74,404.02	
		DAIMLER AG	79,581	23.22	1,847,870.82	
		FIAT SPA	62,986	5.27	331,936.22	
		MICHELIN B	13,137	36.33	477,267.21	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	NOKIAN RENKAAT OYJ	9,063	8.73	79,119.99	
		PEUGEOT SA	13,510	14.69	198,461.90	
		PIRELLI & C.	223,491	0.26	60,007.33	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	8,024	53.96	432,975.04	
		RENAULT SA	16,431	17.63	289,678.53	
		VALEO	6,346	11.23	71,265.58	
		VOLKSWAGEN STAMM	12,048	379.97	4,577,878.56	
		VOLKSWAGEN VORZUG	9,601	32.25	309,632.25	
		ADIDAS AG	18,579	23.75	441,251.25	
		BULGARI	13,321	4.55	60,677.15	
		DIOR (CHRISTIAN)	4,863	34.27	166,655.01	
		HERMES INTERNATIONAL	6,291	101.39	637,844.49	
		LUXOTTICA GROUP SPA	12,734	13.97	177,893.98	
		LVMH	22,351	40.86	913,373.61	
		PUMA AG	548	123.03	67,420.44	
		ACCOR	17,829	26.03	464,178.01	
		AUTOGRILL SPA	9,078	5.46	49,611.27	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	19,920	20.14	401,188.80	
		LOTTOMATICA SPA	5,198	18.06	93,875.88	
		SODEXO	8,512	37.79	321,668.48	
		TUI AG	18,946	8.23	155,925.58	
		EUTELSAT COMMUNICATIONS	7,444	15.26	113,595.44	
		GESTEVISION TELECINCO SA	9,480	6.20	58,776.00	
		JC DECAUX INTERNATIONAL	5,678	10.26	58,256.28	
		LAGARDERE	10,769	27.43	295,393.67	
		M6-METROPOLE TELEVISION	5,507	12.17	67,020.19	
		MEDIASET	68,117	3.97	270,765.07	
		PAGESJAUNES GROUP SA	10,787	7.16	77,234.92	
		PUBLICIS GROUP	11,210	16.70	187,207.00	
		REED ELSEVIER NV	57,446	9.46	543,496.60	
		SANOMA OYJ	7,212	11.25	81,135.00	
		SES	26,814	13.65	366,011.10	
		TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	10,025	10.37	103,959.25	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	VIVENDI SA	106,869	20.03	2,140,586.07	
		WOLTERS KLUWER	26,325	14.18	373,288.50	
		ZON MULTIMEDIA SERVICOS SGPS SA	15,396	3.85	59,382.37	
		INDITEX	20,009	24.91	498,424.19	
		PPR	6,818	32.97	224,789.46	
		AHOLD (KON.)	108,738	8.36	909,593.37	
		CARREFOUR	58,185	30.86	1,795,880.02	
		CASINO ORD	4,002	50.06	200,340.12	
		COLRUYT NV	1,487	174.61	259,645.07	
		DELHAIZE GROUP	9,196	45.50	418,418.00	
		JERONIMO MARTINS	19,648	4.15	81,539.20	
		KESKO B-SHARE	5,642	17.85	100,709.70	
		METRO STAMM	10,064	22.93	230,767.52	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	13,900	11.00	152,900.00	
		GROUPE DANONE	40,054	43.92	1,759,171.68	
		HEINEKEN HOLDING NV	10,059	21.90	220,292.10	
		HEINEKEN NV	22,351	24.34	544,135.09	
		INBEV	16,938	29.19	494,504.91	
		KERRY GROUP A	12,468	16.50	205,722.00	
		PARMALAT SPA	148,751	1.25	186,980.00	
		PERNOD-RICARD	15,000	45.77	686,550.00	
		UNILEVER NV-CVA	149,401	18.64	2,784,834.64	
		BEIERSDORF	7,868	42.75	336,357.00	
		HENKEL AG & CO KGAA	11,910	18.65	222,121.50	
		HENKEL AG & CO KGAA	15,806	21.93	346,625.58	
		LOREAL	22,289	62.52	1,393,508.28	
		CELESIO AG	7,800	19.94	155,532.00	
		ESSILOR INTERNATIONAL	18,312	32.18	589,280.16	
		FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	17,374	36.56	635,193.44	
		FRESENIUS SE	2,413	40.40	97,485.20	
		FRESENIUS VORZUG	7,161	43.75	313,293.75	
		BAYER	70,101	39.58	2,774,597.58	
		ELAN CORPORATION PLC	42,182	5.03	212,175.46	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	GRIFOLS SA	10,919	13.24	144,567.56	
		MERCK KGAA	5,926	65.71	389,397.46	
		ORION OYJ-NEW	7,584	11.65	88,353.60	
		SANOFI-AVENTIS SA	96,460	47.44	4,576,544.70	
		UCB SA	9,248	24.34	225,142.56	
		ALLIED IRISH BANKS	78,130	2.18	170,323.40	
		ALPHA BANK A.E.	33,861	8.34	282,400.74	
		ANGLO IRISH BANK CORP	64,337	0.83	53,528.38	
		BANCA CARIGE ORD	62,062	1.67	103,643.54	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	219,295	1.36	298,899.08	
		BANCA POPOLARE MILANO	33,677	4.00	134,876.38	
		BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA	326,549	7.89	2,576,471.61	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	200,491	0.76	152,373.16	
		BANCO DE VALENCIA SA	9,000	7.70	69,300.00	
		BANCO ESPIRITO SANTO SA	19,218	6.80	130,682.40	
		BANCO POPOLARE SPA	58,432	7.76	453,432.32	
		BANCO POPULAR ESPANOL	72,456	6.05	438,358.80	
		BANCO SABADELL	84,448	4.91	414,639.68	
		BANCO SANTANDER CENTRAL	735,701	6.01	4,421,563.01	
		BANCO SANTANDER SA - RTS	562,711	0.37	208,203.07	
		BANK OF IRELAND	85,417	0.93	79,523.22	
		BANK OF PIRAEUS	27,864	7.72	215,110.08	
		BANKINTER	24,195	7.68	185,817.60	
		BNP PARIBAS	75,487	40.81	3,081,001.90	
		COMMERZBANK AG	62,624	6.37	398,914.88	
		CREDIT AGRICOLE SA	81,245	8.36	679,208.20	
		DEUTSCHE POSTBANK AG	7,004	14.93	104,569.72	
		DEUTSCHE POSTBANK AG-RTS	7,004	0.00	21.01	
		DEXIA	47,164	3.74	176,723.50	
		EFG EUROBANK ERGASIAS	28,172	7.00	197,204.00	
		ERSTE GROUP BANK AG	16,835	14.21	239,225.35	
		HYPO REAL ESTATE HOLDING	14,352	3.24	46,500.48	
		INTESA SANPAOLO	706,374	2.27	1,603,468.98	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	INTESA SANPAOLO-RNC	81,235	1.74	141,348.90	
		KBC GROUP SA	14,655	23.80	348,862.27	
		NATIONAL BANK OF GREECE	44,272	14.12	625,120.64	
		NATIXIS	87,756	1.55	136,021.80	
		RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	4,587	19.54	89,629.98	
		SOCIETE GENERALE	43,474	35.36	1,537,458.01	
		UNICREDIT SPA	1,040,309	1.78	1,851,750.02	
		UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	55,394	12.06	668,051.64	
		CIE NAT'L A PORTEFEUILLE	3,327	41.17	136,989.22	
		CRITERIA CAIXACORP SA	74,997	2.47	185,242.59	
		DEUTSCHE BANK	49,448	23.44	1,159,061.12	
		DEUTSCHE BOERSE AG	17,790	53.88	958,525.20	
		EURAZEO	2,178	38.57	84,005.46	
		FORTIS	204,900	0.70	144,864.30	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT	7,398	56.16	415,471.68	
		IFIL ORD	26,613	2.18	58,149.40	
		ING GROEP	181,749	7.12	1,294,961.62	
		KBC ANCORA	2,779	14.01	38,933.79	
		MARFIN INVESTMENT GROUP SA	53,324	3.18	169,570.32	
		MEDIOBANCA	45,098	8.49	383,107.51	
		POHJOLA BANK PLC	9,540	9.25	88,245.00	
		SNS REAAL	11,167	4.57	51,033.19	
		AEGON NV	127,579	3.53	450,353.87	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	38,803	5.09	197,701.28	
		ALLIANZ SE-REG	41,487	53.51	2,219,969.37	
		ASSICURAZIONI GENERALI	96,984	18.63	1,806,811.92	
		AXA	141,930	13.54	1,921,732.20	
		CNP ASSURANCES	3,313	59.76	197,984.88	
		HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	5,150	20.78	107,017.00	
		MAPFRE SA	58,303	2.48	144,591.44	
		MAPFRE SA - RTS	58,303	0.02	1,166.06	
		MEDIOLANUM SPA	19,415	3.06	59,506.97	
		MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS	18,930	101.50	1,921,395.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	SAI ORD	5,888	15.30	90,086.40	
		SAMPO OYJ-A SHS	39,044	13.57	529,827.08	
		SCOR SE	15,837	15.21	240,880.77	
		UNIPOL GRUPPO FINAN ORD	56,881	1.22	69,849.86	
		UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SPA	77,858	0.81	63,220.69	
		VIENNA INSURANCE GROUP	3,280	19.50	63,960.00	
		ATOS ORIGIN	5,954	17.91	106,636.14	
		CAP GEMINI SA	12,264	24.33	298,383.12	
		DASSAULT SYSTEMES SA	5,888	28.96	170,516.48	
		INDRA SISTEMAS SA	8,344	15.77	131,584.88	
		SAP AG	80,031	26.44	2,116,419.79	
		UNITED INTERNET AG-REG SHARE	11,153	5.31	59,222.43	
		ALCATEL-LUCENT	212,485	1.90	404,358.95	
		NEOPOST SA	2,708	61.81	167,381.48	
		NOKIA	348,532	10.43	3,635,188.76	
		BELGACOM SA	15,499	28.94	448,618.55	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	259,989	10.99	2,858,579.05	
		ELISA CORPORATION CLASS-A	12,074	11.64	140,541.36	
		FRANCE TELECOM SA	167,838	19.40	3,256,057.20	
		HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	24,048	11.08	266,451.84	
		ILIAD	1,492	62.10	92,653.20	
		KONINKLIJKE KPN	165,349	10.52	1,740,794.27	
		MOBISTAR SA	2,765	55.08	152,296.20	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA	54,655	5.96	326,017.07	
		TELECOM ITALIA SPA	915,566	1.03	944,864.11	
		TELECOM ITALIA-RNC	552,667	0.70	388,524.90	
		TELEFONICA S.A.	394,020	14.87	5,859,077.40	
		TELEKOM AUSTRIA AG	30,607	10.90	333,616.30	
		A2A SPA	107,037	1.59	170,724.01	
		ACCIONA S.A.	2,551	71.30	181,886.30	
		E.ON AG	174,344	27.59	4,810,150.96	
		EDP RENOVAVEIS SA	20,016	4.84	96,877.44	
		ELECTRICITE DE FRANCE	18,286	47.35	865,842.10	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	ユーロ	ENAGAS	15,972	14.66	234,149.52	
		ENEL SPA	397,087	5.20	2,064,852.40	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	163,093	2.71	442,308.21	
		FORTUM OYJ	40,470	16.32	660,470.40	
		GAS NATURAL SDG	9,986	22.80	227,680.80	
		GDF SUEZ	100,498	36.00	3,617,928.00	
		IBERDROLA	320,598	5.74	1,840,232.52	
		IBERDROLA RENOVABLES	77,484	2.40	185,961.60	
		PUBLIC POWER CORP	9,313	9.66	89,963.58	
		RED ELECTRICA CORPORACION SA	9,654	32.66	315,299.64	
		RWE AG	40,803	65.27	2,663,211.81	
		RWE AG-NON VTG PFD	3,331	44.70	148,895.70	
		SNAM RETE GAS	69,428	4.18	290,209.04	
		TERNA SPA	109,504	2.54	278,413.92	
		UNION FENOSA SA	33,531	17.24	578,074.44	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	34,432	19.37	666,947.84	
		VERBUND OESTERR ELEK A	6,873	33.82	232,444.86	
		ASML HOLDING NV	39,550	11.58	457,989.00	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	68,759	2.11	145,081.49	
		STMICROELECTRONICS	62,614	5.56	348,133.84	
	計	銘柄数 :	284		168,995,510.79	
					(20,607,312,585)	
		組入時価比率 :	16.6%		17.0%	
	英ポンド	AMEC	30,428	4.98	151,683.58	
		BG GROUP PLC	306,854	8.38	2,571,436.52	
		BP PLC	1,725,497	5.07	8,756,897.27	
		CAIRN ENERGY PLC	11,695	14.84	173,553.80	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	326,316	16.93	5,524,529.88	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	251,244	16.85	4,233,461.40	
		TULLOW OIL	66,667	4.62	308,168.20	
		ANGLO AMERICAN PLC	121,259	12.31	1,492,698.29	
		ANTOFAGASTA	33,413	3.45	115,274.85	
		BHP BILLITON PLC	202,415	8.80	1,781,252.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	EURASIAN NATURAL RESOURCES	27,498	2.43	67,026.37	
		JOHNSON MATTHEY	19,150	7.52	144,103.75	
		KAZAKHMYS	18,280	2.35	42,958.00	
		LONMIN	13,249	8.33	110,364.17	
		REXAM PLC	57,334	3.21	184,185.47	
		RIO TINTO PLC REG	91,535	24.68	2,259,083.80	
		VEDANTA RESOURCES	12,852	5.14	66,123.54	
		XSTRATA	58,283	8.00	466,264.00	
		BAE SYSTEMS PLC	324,294	3.39	1,101,788.86	
		BALFOUR BEATTY	40,693	2.88	117,399.30	
		BUNZL PLC	29,149	5.92	172,707.82	
		COBHAM PLC	101,488	1.71	173,544.48	
		IMI	27,330	2.20	60,126.00	
		INVENSYS PLC	68,092	1.29	88,042.95	
		MEGGITT PLC	56,267	1.29	72,584.43	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	167,067	2.87	480,735.29	
		ROLLS-ROYCE GROUP-C SHR ENT	9,244,778	0.00	9,244.77	
		SMITHS GROUP PLC	34,597	7.80	269,856.60	
		TOMKINS PLC	74,651	1.00	74,651.00	
		WOLSELEY	59,027	2.93	172,949.11	
		CAPITA GROUP PLC	56,652	6.34	359,173.68	
		EXPERIAN PLC	91,299	3.06	279,831.43	
		G4S PLC	113,057	1.90	215,260.52	
		HAYS PLC	118,505	0.64	75,843.20	
		SERCO GROUP PLC	44,639	4.00	178,890.79	
		BRITISH AIRWAYS	51,432	1.41	72,827.71	
		FIRSTGROUP PLC	42,950	4.57	196,388.87	
		NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	11,095	5.16	57,250.20	
		STAGECOACH GROUP PLC	46,009	1.75	80,837.81	
		GKN PLC ORD	60,237	0.78	47,436.63	
		BURBERRY GROUP PLC	36,956	1.75	64,673.00	
		THE BERKELEY GRP HOLDINGS	7,545	7.28	54,965.32	
		CARNIVAL PLC	14,554	12.43	180,906.22	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	COMPASS GROUP PLC	169,995	2.46	419,037.67	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	22,362	4.82	107,840.74	
		LADBROKES PLC	51,252	1.48	75,981.09	
		THOMAS COOK GROUP PLC	40,949	1.47	60,235.97	
		TUI TRAVEL PLC	47,748	1.81	86,710.36	
		WHITBREAD PLC	14,864	7.51	111,628.64	
		BRITISH SKY BROADCASTING	104,488	3.75	391,830.00	
		DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	24,166	2.60	62,892.01	
		ITV PLC	280,096	0.30	84,729.04	
		PEARSON	74,131	5.99	444,044.69	
		REED ELSEVIER PLC	101,001	5.33	538,840.33	
		THOMSON REUTERS PLC	17,106	12.10	206,982.60	
		UNITED BUSINESS MEDIA LTD	19,769	4.03	79,817.33	
		WPP GROUP PLC	98,952	3.40	337,178.94	
		CARPHONE WAREHOUSE GROUP	36,695	1.18	43,300.10	
		HOME RETAIL GROUP	78,273	1.70	133,651.14	
		KINGFISHER PLC	210,599	1.04	220,075.95	
		MARKS&SPENCER GROUP PLC	141,251	2.11	298,392.73	
		NEXT PLC	17,694	9.40	166,323.60	
		MORRISON SUPERMARKETS	221,594	2.53	560,632.82	
		SAINSBURY (J)	93,538	2.91	272,195.58	
		TESCO	720,266	3.16	2,281,082.42	
		ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	31,780	6.71	213,402.70	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	174,564	17.00	2,967,588.00	
		CADBURY PLC	124,241	5.25	652,265.25	
		DIAGEO PLC	233,932	9.26	2,166,210.32	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	93,201	16.00	1,491,216.00	
		SABMILLER PLC	82,886	9.75	808,552.93	
		TATE & LYLE	42,160	4.09	172,750.60	
		UNILEVER PLC	119,054	14.75	1,756,046.50	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	55,500	26.86	1,490,730.00	
		SMITH & NEPHEW PLC	81,413	5.05	411,135.65	
		ASTRAZENECA	133,554	28.05	3,746,189.70	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	GLAXOSMITHKLINE PLC	498,932	12.43	6,201,724.76	
		SHIRE PLC	51,493	9.26	476,825.18	
		BARCLAYS PLC	743,018	1.49	1,110,811.91	
		HBOS PLC	494,045	0.63	311,248.35	
		HSBC HOLDINGS	1,108,685	7.06	7,827,316.10	
		LLOYDS TSB GROUP	544,313	1.31	714,138.65	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	1,508,304	0.41	628,962.76	
		STANDARD CHARTERED PLC	129,593	7.34	951,860.58	
		3I GROUP PLC	34,157	3.85	131,760.62	
		ICAP PLC	44,382	2.30	102,078.60	
		INVESTEC PLC	34,419	2.54	87,596.35	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	12,930	5.26	68,076.45	
		MAN GROUP PLC	157,508	2.07	327,222.87	
		SCHRODERS PLC	10,521	7.72	81,222.12	
		ADMIRAL GROUP PLC	8,000	10.45	83,600.00	
		AVIVA PLC	243,721	3.79	925,530.49	
		FRIENDS PROVIDENT PLC	206,122	0.77	158,920.06	
		LEGAL & GENERAL GROUP	553,489	0.77	426,186.53	
		OLD MUTUAL PLC	446,970	0.53	240,916.83	
		PRUDENTIAL PLC	228,370	3.06	699,954.05	
		RSA INSURANCE GROUP PLC	298,427	1.40	418,991.50	
		STANDARD LIFE PLC	199,695	2.32	463,292.40	
		LOGICA PLC	124,515	0.67	84,047.62	
		SAGE GROUP PLC (THE)	116,703	1.59	186,141.28	
		BT GROUP PLC	705,091	1.21	855,980.47	
		CABLE & WIRELESS	230,998	1.47	339,567.06	
		VODAFONE GROUP PLC	4,872,934	1.29	6,315,322.46	
		BRITISH ENERGY GROUP PLC	94,823	7.58	718,758.34	
		CENTRICA	336,186	3.06	1,030,410.09	
		DRAX GROUP PLC	31,128	5.89	183,343.92	
		INTERNATIONAL POWER PLC	138,815	2.53	351,896.02	
		NATIONAL GRID PLC	228,869	7.31	1,674,176.73	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	80,420	12.38	995,599.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	SEVERN TRENT PLC	21,007	13.04	273,931.28	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	62,480	6.82	426,426.00	
	計	銘柄数： 111			91,840,310.31	
					(13,247,046,359)	
		組入時価比率： 10.7%			10.9%	
	スイスフラン	GIVAUDAN-REG	581	810.00	470,610.00	
		HOLCIM LTD-REG	18,187	50.00	909,350.00	
		SYNGENTA AG	9,492	200.20	1,900,298.40	
		ABB LTD	201,788	12.71	2,564,725.48	
		GEBERIT AG-REG	3,538	107.80	381,396.40	
		OC OERLIKON CORP AG REG	627	81.85	51,319.95	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	4,351	47.50	206,672.50	
		SULZER	2,331	58.50	136,363.50	
		ADECCO SA-REG	10,974	35.76	392,430.24	
		SGS SA	419	950.00	398,050.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG REG	4,791	64.50	309,019.50	
		CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	47,872	18.11	866,961.92	
		THE SWATCH GROUP AG-B	2,809	129.40	363,484.60	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	4,377	25.50	111,613.50	
		ARYZTA AG	6,747	32.80	221,301.60	
		LINDT & SPRUENGLI PART	71	2,483.00	176,293.00	
		LINDT&SPRUENGLI AG	5	30,915.00	154,575.00	
		NESTLE SA-REGISTERED	360,508	45.28	16,323,802.24	
		NOBEL BIOCARE HOLDING AG	10,128	16.96	171,770.88	
		SONOVA HOLDING AG-REG	4,033	56.00	225,848.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	668	189.80	126,786.40	
		SYNTHES INC	5,442	141.80	771,675.60	
		ACTELION	9,084	59.85	543,677.40	
		LONZA AG-REG	4,252	89.50	380,554.00	
		NOVARTIS AG-REG	218,883	58.20	12,738,990.60	
		ROCHE HOLDING GENUSS	64,640	171.00	11,053,440.00	
		CREDIT SUISSE GROUP AG	98,278	30.84	3,030,893.52	
		EFG INTERNATIONAL AG	4,385	18.00	78,930.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スイスフラン	JULIUS BAER HOLDING	19,350	40.40	781,740.00	
		PARGESA HOLDING INH	2,308	81.55	188,217.40	
		UBS AG-REG	269,571	13.27	3,577,207.17	
		BALOISE HOLDING-REG	4,551	63.55	289,216.05	
		SWISS LIFE HOLDING AG	3,119	76.90	239,851.10	
		SWISS REINSURANCE LTD	32,102	42.10	1,351,494.20	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	13,349	215.10	2,871,369.90	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	15,299	14.91	228,108.09	
		SWISSCOM AG-REG	2,211	341.00	753,951.00	
		BKW FMB ENERGIE AG	700	109.90	76,930.00	
	計	銘柄数 :	38		65,418,919.14	
					(5,255,101,774)	
		組入時価比率 :	4.2%		4.3%	
	スウェーデン クローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	18,725	37.50	702,187.50	
		HOLMEN AB-B SHARES	4,508	212.00	955,696.00	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER A	15,314	62.75	960,953.50	
		SSAB SVENSKT STAL AB-SER B	7,357	56.75	417,509.75	
		SVENSKA CELLULOZA AB-B SHS	49,900	62.75	3,131,225.00	
		ALFA LAVAL AB	33,870	53.25	1,803,577.50	
		ASSA ABLOY AB-B	27,838	81.25	2,261,837.50	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	59,663	56.25	3,356,043.75	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	34,548	49.50	1,710,126.00	
		SANDVIK AB	92,479	46.80	4,328,017.20	
		SCANIA AB-B SHS	33,013	56.25	1,856,981.25	
		SKANSKA AB-B SHS	33,567	61.25	2,055,978.75	
		SKF AB-B SHARES	34,391	63.25	2,175,230.75	
		VOLVO AB-A SHS	40,479	35.00	1,416,765.00	
		VOLVO AB-B SHS	96,550	33.80	3,263,390.00	
		SECURITAS AB-B SHS	28,711	75.00	2,153,325.00	
		ELECTROLUX AB-SER B	21,799	67.25	1,465,982.75	
		HUSQVARNA AB-B SHS	23,264	44.70	1,039,900.80	
		MODERN TIMES GROUP-B SHS	4,425	140.50	621,712.50	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	スウェーデン クローナ	HENNES & MAURITZ B	46,641	267.00	12,453,147.00	
		SWEDISH MATCH	23,264	120.50	2,803,312.00	
		GETINGE AB-B SHS	16,518	103.00	1,701,354.00	
		NORDEA BANK AB	189,770	61.20	11,613,924.00	
		SKAND. ENSKILDA BANKEN A	41,199	71.00	2,925,129.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	41,856	133.00	5,566,848.00	
		SWEDBANK AB-A SHARES	32,000	69.00	2,208,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	41,766	111.50	4,656,909.00	
		ERICSSON (LM) B	271,908	52.00	14,139,216.00	
		MILLICOM INT'L CELLULAR	6,265	265.00	1,660,225.00	
		TELE2 AB - B SHS	27,956	70.00	1,956,920.00	
		TELIASONERA	204,836	37.10	7,599,415.60	
	計	銘柄数 :	31		104,960,840.10	
					(1,260,579,689)	
		組入時価比率 :	1.0%		1.0%	
	ノルウェー クローネ	AKER SOLUTIONS ASA	14,030	35.60	499,468.00	
		FRONTLINE LTD	4,460	209.00	932,140.00	
		SEADRILL LTD	24,925	56.20	1,400,785.00	
		STATOILHYDRO ASA	118,044	111.80	13,197,319.20	
		NORSK HYDRO ASA	61,270	24.20	1,482,734.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	16,926	105.00	1,777,230.00	
		ORKLA ASA	73,510	41.95	3,083,744.50	
		RENEWABLE ENERGY CORP AS	12,700	55.20	701,040.00	
		DNB NOR ASA	65,306	26.00	1,697,956.00	
		TELENOR ASA	74,490	38.55	2,871,589.50	
	計	銘柄数 :	10		27,644,006.20	
					(376,511,364)	
		組入時価比率 :	0.3%		0.3%	
	デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S	4,114	375.00	1,542,750.00	
		FLSMIDTH & CO A/S-B SHS	4,548	166.25	756,105.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	16,897	247.25	4,177,783.25	
		A P MOLLER-MAERSK A/S	101	29,200.00	2,949,200.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	デンマーク クローネ	AP MOLLER MAERSK A	49	29,200.00	1,430,800.00	
		DSV A/S	16,150	60.25	973,037.50	
		CARLSBERG B	6,540	180.50	1,180,470.00	
		DANISCO	4,184	269.50	1,127,588.00	
		COLOPLAST-B	2,085	361.00	752,685.00	
		WILLIAM DEMANT HOLDING	2,174	190.00	413,060.00	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	42,054	291.50	12,258,741.00	
		DANSKE BANK A/S	41,440	75.00	3,108,000.00	
		JYSKE BANK	4,285	142.00	608,470.00	
		TOPDANMARK AS	1,375	630.00	866,250.00	
		TRYGVESTA AS	2,347	307.00	720,529.00	
	計	銘柄数 :	15		32,865,468.75	
					(538,007,723)	
		組入時価比率 :	0.4%		0.4%	
	オーストラ リアドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	11,531	8.91	102,741.21	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	80,148	16.50	1,322,442.00	
		SANTOS	52,826	12.75	673,531.50	
		WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	43,958	34.99	1,538,090.42	
		WORLEYPARSONS	12,771	13.10	167,300.10	
		ALUMINA LTD	129,911	1.12	146,149.87	
		AMCOR	76,876	5.94	456,643.44	
		BHP BILLITON LTD	308,773	24.20	7,472,306.60	
		BLUESCOPE STEEL LTD	64,909	3.57	231,725.13	
		BORAL LIMITED	49,744	3.58	178,083.52	
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	107,765	1.61	173,501.65	
		INCITEC PIVOT LTD	155,067	2.49	386,116.83	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	38,622	3.87	149,467.14	
		NEWCREST MINING	41,579	18.99	789,585.21	
		NUFARM LIMITED	12,818	8.40	107,671.20	
		ONESTEEL LIMITED	74,059	2.88	213,289.92	
		ORICA LIMITED	31,447	14.67	461,327.49	
		OZ MINERALS LTD	263,041	0.73	192,019.93	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	RIO TINTO LTD (CRA)	26,069	68.00	1,772,692.00	
		SIMS GROUP LTD	13,611	13.85	188,512.35	
		CSR	83,938	1.80	151,088.40	
		LEIGHTON HOLDINGS	13,290	20.85	277,096.50	
		BRAMBLES LTD	127,041	7.60	965,511.60	
		ASCIANO GROUP	47,670	1.10	52,437.00	
		MACQUARIE AIRPORTS	58,719	1.96	115,089.24	
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	213,649	1.51	322,609.99	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	79,287	2.23	176,810.01	
		TOLL HOLDINGS LIMITED	56,471	5.92	334,308.32	
		TRANSURBAN GROUP	111,090	5.55	616,549.50	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	14,173	9.65	136,769.45	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	27,636	3.79	104,740.44	
		CROWN LTD	38,224	5.78	220,934.72	
		TABCORP HOLDINGS	44,836	6.48	290,537.28	
		TATTS GROUP LTD	97,271	2.51	244,150.21	
		FAIRFAX MEDIA LIMITED	116,349	1.58	184,413.16	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	47,123	2.30	108,382.90	
		METCASH LTD	67,850	4.10	278,185.00	
		WESFARMERS LIMITED	59,043	18.21	1,075,173.03	
		WESFARMERS LTD-PPP	12,355	18.25	225,478.75	
		WOOLWORTHS LIMITED	111,630	26.25	2,930,287.50	
		COCA-COLA AMATIL	50,255	9.11	457,823.05	
		FOSTER'S GROUP LTD	176,213	5.68	1,000,889.84	
		GOODMAN FIELDER	113,173	1.53	173,720.55	
		LION NATHAN LIMITED	25,097	8.30	208,305.10	
		COCHLEAR LIMITED	4,935	55.08	271,819.80	
		SONIC HEALTHCARE LIMITED	29,047	12.93	375,577.71	
		CSL LIMITED	54,548	34.70	1,892,815.60	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	187,733	13.04	2,448,038.32	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	23,014	10.92	251,312.88	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	121,624	30.10	3,660,882.40	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	172,062	19.15	3,294,987.30	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	オーストラリアドル	WESTPAC BANKING	239,316	15.55	3,721,363.80	
		ASX LIMITED	15,267	30.75	469,460.25	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	25,203	24.00	604,872.00	
		PERPETUAL LTD	3,222	28.75	92,632.50	
		AMP LIMITED	171,941	5.23	899,251.43	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	77,616	3.85	298,821.60	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LIMITED	166,633	3.77	628,206.41	
		QBE INSURANCE GROUP	81,013	23.85	1,932,160.05	
		SUNCORP-METWAY LIMITED	87,634	6.32	553,846.88	
		LEND LEASE	30,835	6.60	203,511.00	
		COMPUTERSHARE LIMITED	43,311	6.93	300,145.23	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	397,322	4.08	1,621,073.76	
		AGL ENERGY LTD	39,550	14.80	585,340.00	
	計	銘柄数 :	64		51,480,607.97	
					(3,199,519,785)	
		組入時価比率 :	2.6%		2.6%	
	ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LIMITED	42,994	5.72	245,925.68	
		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	87,229	1.67	145,672.43	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	43,214	3.07	132,666.98	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	155,530	2.34	363,940.20	
		CONTACT ENERGY LIMITED	24,626	7.20	177,307.20	
	計	銘柄数 :	5		1,065,512.49	
					(56,344,300)	
		組入時価比率 :	0.0%		0.0%	
	香港ドル	MONGOLIA ENERGY CO LTD	284,000	2.29	650,360.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	194,200	36.40	7,068,880.00	
		NWS HOLDINGS	69,000	7.30	503,700.00	
		CATHAY PACIFIC AIRWAYS	100,937	7.72	779,233.64	
		HONG KONG AIRCRAFT HAECO	4,800	63.10	302,880.00	
		MTR CORP	125,247	16.36	2,049,040.92	
		ORIENT OVERSEAS INTL LTD	15,400	13.04	200,816.00	
		PACIFIC BASIN SHIPPING	148,000	3.54	523,920.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	香港ドル	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	56,952	14.74	839,472.48	
		SHANGRI-LA ASIA	111,374	8.80	980,091.20	
		TELEVISION BROADCASTS	25,000	24.35	608,750.00	
		ESPRIT HOLDINGS LTD	94,281	39.30	3,705,243.30	
		LI & FUNG LTD	200,000	13.80	2,760,000.00	
		LIFESTYLE INTL HLDGS	48,000	4.64	222,720.00	
		BANK EAST ASIA	126,569	14.50	1,835,250.50	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	330,325	7.88	2,602,961.00	
		HANG SENG BANK	69,799	86.50	6,037,613.50	
		WING HANG BANK LTD	15,218	37.70	573,718.60	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	93,000	56.00	5,208,000.00	
		CHEUNG KONG HOLDINGS	126,639	65.10	8,244,198.90	
		CHINESE ESTATES HOLDINGS	82,000	5.22	428,040.00	
		HANG LUNG DEVELOPMENT CO	74,000	20.60	1,524,400.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	184,744	14.38	2,656,618.72	
		HENDERSON LAND DEVELOPMENT	95,946	25.20	2,417,839.20	
		HOPEWELL HOLDINGS LIMITED	53,641	19.48	1,044,926.68	
		HYSAN DEVELOPMENT	48,756	11.30	550,942.80	
		KERRY PROPERTIES LTD	54,630	12.20	666,486.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	207,692	6.60	1,370,767.20	
		SINO LAND	145,523	6.03	877,503.69	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	129,159	55.00	7,103,745.00	
		SWIRE PACIFIC A	73,590	44.30	3,260,037.00	
		WHARF HOLDINGS	123,264	16.30	2,009,203.20	
		WHEELLOCK & CO LTD	78,500	12.00	942,000.00	
		FOXCONN INTERNATIONAL	189,352	2.03	384,384.56	
		KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	49,113	11.30	554,976.90	
		HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	143,000	9.65	1,379,950.00	
		PCCW LTD	318,608	3.40	1,083,267.20	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	39,000	29.70	1,158,300.00	
		CLP HOLDINGS LIMITED	187,000	51.50	9,630,500.00	
		HONGKONG CHINA GAS	356,555	13.00	4,635,215.00	
		HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	123,680	42.00	5,194,560.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	香港ドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	17,462	21.05	367,575.10	
	計	銘柄数 :	42		94,938,088.29	
					(1,182,928,580)	
		組入時価比率 :	1.0%		1.0%	
	シンガポ ールドル	COSCO CORP SINGAPORE LTD	64,000	0.76	48,960.00	
		FRASER & NEAVE LTD	82,500	2.90	239,250.00	
		KEPPEL CORP LTD	113,719	4.40	500,363.60	
		NOBLE GROUP LTD	139,600	0.87	121,452.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LIMITED	83,772	2.14	179,272.08	
		SEMBCORP MARINE LTD	71,239	1.87	133,216.93	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	115,001	2.14	246,102.14	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	160,551	1.31	210,321.81	
		NEPTUNE ORIENT LINES NOL	37,000	1.03	38,110.00	
		SINGAPORE AIRLINES	47,800	11.00	525,800.00	
		GENTING INTERNATIONAL	206,000	0.38	78,280.00	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	135,235	3.41	461,151.35	
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	12,459	9.60	119,606.40	
		OLAM INTERNATIONAL LTD	101,900	1.06	108,014.00	
		GOLDEN AGRI RESOURCES LTD	445,000	0.18	80,100.00	
		WILMAR INTERNATIONAL	71,000	2.51	178,210.00	
		PARKWAY HLDGSLT	80,839	1.28	103,473.92	
		DBS HOLDINGS LTD	104,246	9.90	1,032,035.40	
		OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	228,247	4.79	1,093,303.13	
		UNITED OVERSEAS BANK	110,920	11.96	1,326,603.20	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	76,000	4.92	373,920.00	
		CAPITALAND LIMITED	151,031	2.59	391,170.29	
		CITY DEVELOPMENTS	42,405	5.75	243,828.75	
		UOL GROUP LIMITED	36,200	1.95	70,590.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	725,879	2.38	1,727,592.02	
	計	銘柄数 :	25		9,630,727.02	
					(608,758,254)	

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	シンガポールドル	組入時価比率： 0.5%			0.5%	
	合計				121,119,671,549	
					(121,119,671,549)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（投資証券）

M S C I コクサイ・インデックス・マザーファンド

平成20年11月19日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	AMB PROPERTY CORP US	8,714	124,261.64	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	48,500	654,750.00	
		APARTMENT INVT & MGM	8,055	81,838.80	
		AVALONBAY COMMUN	6,907	359,716.56	
		BOSTON PROPERTIE	10,984	544,696.56	
		CAMDEN PROPERTY TRUS	4,587	113,161.29	
		DEVELOPERS DIVERSIFI	10,128	53,273.28	
		DUKE REALTY CORP	12,391	98,632.36	
		EQUITY RESIDENTIAL	24,818	657,677.00	
		FEDERAL REALTY INVES	5,460	278,460.00	
		HCP INC	22,117	440,570.64	
		HEALTH CARE REIT INC	8,900	320,222.00	
		HOST HOTELS & RESORT	44,298	295,467.66	
		KIMCO REALTY	20,220	342,526.80	
		LIBERTY PROP	8,786	159,290.18	
		MACERICH CO/THE	6,146	82,356.40	
		PLUM CREEK TIMBER	15,224	516,245.84	
		PROLOGIS	23,243	107,382.66	
		PUBLIC STORAGE	11,696	755,444.64	
		REGENCY CENTERS CORP	6,155	190,866.55	
		SIMON PROPERTY	20,521	969,206.83	
		SL GREEN REALTY CORP	4,937	118,784.22	
		UDR INC	12,159	158,674.95	
		VENTAS	12,400	286,316.00	
		VORNADO RLTY TST	12,706	688,156.96	
	計	銘柄数 :	25	8,397,979.82	
				(810,824,951)	
		組入時価比率 :	0.7%	57.0%	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE	9,156	138,713.40	
	計	銘柄数： 1		138,713.40	
				(10,889,001)	
		組入時価比率： 0.0%		0.8%	
	ユーロ	CORIO NV	3,734	140,043.67	
		GECINA	1,333	55,666.08	
		ICADE	1,681	87,412.00	
		KLEPIERRE	7,623	115,640.91	
		UNIBAIL-RODAMCO	7,460	780,689.00	
	計	銘柄数： 5		1,179,451.66	
				(143,822,335)	
		組入時価比率： 0.1%		10.1%	
	英ポンド	BRITISH LAND CO	45,580	247,727.30	
		HAMMERSON	25,814	161,079.36	
		LAND SECURITIES	43,189	403,169.31	
		LIBERTY INTL PLC	22,598	128,808.60	
		SEGRO PLC	37,284	92,277.90	
	計	銘柄数： 5		1,033,062.47	
				(149,008,930)	
		組入時価比率： 0.1%		10.5%	
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY	156,810	315,188.10	
		DEXUS PROPERTY GROUP	248,433	216,136.71	
		GOODMAN GROUP	242,911	255,056.55	
		GPT GROUP	403,372	415,473.16	
		MACQUARIE OFFICE TRU	174,435	52,330.50	
		MIRVAC GROUP	135,923	197,088.35	
		STOCKLAND	130,025	474,591.25	
		WESTFIELD GROUP	160,002	2,206,427.58	
	計	銘柄数： 8		4,132,292.20	
				(256,821,960)	
		組入時価比率： 0.2%		18.1%	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	香港ドル	LINK REIT	190,448	2,628,182.40	
	計	銘柄数： 1		2,628,182.40	
				(32,747,152)	
		組入時価比率： 0.0%		2.3%	
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ES	85,369	110,979.70	
		CAPITAMALL TRUST	100,026	176,045.76	
	計	銘柄数： 2		287,025.46	
				(18,142,879)	
		組入時価比率： 0.0%		1.3%	
	合計			1,422,257,208	
				(1,422,257,208)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年12月30日現在)

種類	金額
資産総額	1,684,789,733円
負債総額	1,514,372円
純資産総額(-)	1,683,275,361円
発行済口数	2,513,792,874口
1口当たり純資産額(/)	0.6696円

(参考情報)「MSCIコクサイ・インデックス・マザーファンド」の現況

純資産額計算書

(平成20年12月30日現在)

種類	金額
資産総額	124,885,424,292円
負債総額	69,218,641円
純資産総額(-)	124,816,205,651円
発行済口数	182,112,549,025口
1口当たり純資産額(/)	0.6854円

第5【設定及び解約の実績】

下記決算期間中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	9,515,311,239	6,747,260,349
2期	1,451,213,976	1,542,790,148
3期	1,516,871,981	1,752,913,399
4期	112,934,301	780,854,279
5期	145,723,366	231,648,946
6期	1,781,267,920	1,263,210,774
7期	89,720,388	108,792,492
8期	258,052,782	1,831,016,967
9期	612,010,212	182,692,791
10期	7,533,300,757	6,743,010,863
11期	3,643,700,588	3,678,671,893

（注1）本邦外における販売および解約はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

© 2009 Morgan Stanley

Morgan Stanley

www.morganstanley.co.jp/fund/

MC-011-090219